

総務委員会会議録

日時 平成24年10月1日(月) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時47分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 山田 一功
委員 武川 勉 鈴木 幹夫 石井 脩徳 山下 政樹
永井 学 高木 晴雄 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 芦沢 幸彦 企画県民部長 丹澤 博 リニア交通局長 小池 一男
企画県民部理事 河野 義彦
知事政策局次長 小野 浩 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一 政策参事 茂手木 正人
企画県民部次長 古屋 正人 企画県民部次長 伏見 健
リニア交通局次長 矢島 孝雄
行政改革推進課長 古屋 金正
企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満
北富士演習場対策課長 小林 善太 情報政策課長 清水 正
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女共同参画課長 小松 万知代
消費生活安全課長 前沢 喜直 生涯学習文化課長 斉藤 進
国民文化祭課長 樋川 昇
リニア推進課長 佐藤 佳臣 交通政策課長 大柴 節美

公安委員 櫻井 洋 警察本部長 真家 悟
警務部長 砂山 和明 交通部長 中澤 明彦 刑事部長 保坂 廣文
警備部長 門西 和雄 総務室長 小野 和夫 生活安全部長 宮崎 清
会計課長 川崎 雅明 首席監察官 有泉 辰二美 警察学校長 佐野 俊夫
警務部参事官 興石 靖 交通部参事官 深沢 智明 教養課長 渡辺 文友
警備部参事官 渡辺 茂 刑事部参事官 秋山 一哉
生活安全部参事官 古屋 一栄 捜査一課長 小林 仁志 地域課長 奥脇 勝美
捜査二課長 佐藤 岩生 交通規制課長 長田 法
運転免許課長 金丸 文夫 交通指導課長 本田 光彦
警備二課長 海野 錦 監察課長 古屋 清行 生活環境課長 中山 良彦
厚生課長 古屋 政博 少年課長 岡田 寿雄 情報管理課長 加藤 芳文
通信指令課長 一瀬 浩 組織犯罪対策課長 松本 光義

総務部長 田中 聖也 会計管理者 広瀬 猛
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 古屋 博敏
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
防災危機管理監 八木 正敏 総務部理事 望月 明雄

総務部次長 望月 洋一 総務部次長（人事課長事務取扱） 吉原 美幸
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子 税務課長 上小澤 始
管財課総括課長補佐 横森 充 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
防災危機管理課長 宮原 健一 消防保安室長 山下 宏
出納局次長（会計課長事務取扱） 吉田 泉 管理課長 小林 幸子
工事検査課長 風間 達夫
人事委員会事務局長 久保田 克己 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸
監査委員事務局長 藤江 昭 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 大森 茂男

議題（付託案件）

- 第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 諮第1号 異議申立てに関する諮問の件
- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて
- 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第24-8号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて
- 請願第24-9号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することについて

審査の結果 付託案件について、第91号については、原案のとおり可決すべきもの、諮第1号については、棄却すべきものと答申するものと決定した。また、請願第23-3号、請願第23-13号、請願第23-14号、請願第23-15号、請願第23-16号及び請願第24-7号については、継続審査すべきもの、請願第24-8号及び請願第24-9号については、採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時3分から午前11時44分まで、知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後1時4分から午後2時5分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後2時24分から午後3時47分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

- ※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(ボランティア・NPO活動促進事業費について)

小越委員 企2ページのボランティア・NPO活動促進事業費で何点かお伺いします。

この676万円の金額が次のページの消費者行政総合調整費に比べてかなり多いんですけれども、マッチングフォーラムの309万円、そして、リーフレット367万円というのは、普通の事業に比べてフォーラムの経費やリーフレットの経費がかなり高いんですけれども、これはなぜなんですか。

小松県民生活・男女参画課長

リーフレットにつきましては、数年間にわたり多くの場で広く活動を図って意識の醸成を図っていくこととしておりまして、そういった部数が必要ということで所要額を計上しております。

また、マッチングフォーラムのほうですけれども、企業の参加もいただきながらぜひこの事業が成功していきますように、民間の自由な発想を持つ業者に委託をすることも考えております。また、基調講演の内容、それから、きめ細かい広報を行うということで各団体に個別にチラシを発送する経費等が含まれておりますので、そのような額として計上しております。

小越委員

「担い手となるNPO法人等」とあるんですけれども、山梨県でNPOに認証されている団体はどのぐらいあるんでしょうか。そして、等ということは、NPO以外の方も、企業からの寄附やそういうものを求めるのであれば、これに参加できるんでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長

8月31日現在、県内で活動するNPO法人は444法人ございます。

それから、等というのは公益法人とか任意団体等を対象としておりますけれども、もちろんこういった団体もこの事業の趣旨に合致するものであれば対象としていくこととしております。

小越委員

444法人。全部が来るわけじゃないと思うんですけれども、企業の方も来ていただいてマッチングフォーラムというのは、具体的にどのようになるのか。就職説明会、合同面接会のようなイメージなんですか。マッチングフォーラムのやり方というか、進め方は。

小松県民生活・男女参画課長

マッチングフォーラムのほうですけれども、議決いただけましたら直ちに、企業のほうにどういったテーマでNPOと協働していけるかというようなことを募集いたします。それをNPOのほうに情報提供いたしまして、NPOに企画案をつくっていただきます。それについては、専門家の派遣を行いましてブラッシュアップを図ります。そして、それをまた企業のほうに周知いたしまして、そして、その中で企業の企画提案も見ながら、意向がある企業、関係する企業に対して企業訪問等

を行いながら参加への働きかけを行います。当日はプレゼンを行いまして、その後でマッチングできることに向けまして個別の面談をしていただくということを予定しております。

小越委員

先ほどの説明でいきますと、全国に比べてNPOと行政の協働は進んでいるんですけども、NPOと企業の協働が進んでいないというお話でしたけれども、これによって企業がどのくらい寄附をすとか、協働するというのを、見込みというか、需要とか、そういうのはあるんでしょうか。

そして、それを検証するというか、フォローするというか、どのくらいあったかというのはこちらに報告があるんでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長

本事業では、今まで出会いとか知ることのなかったNPOと企業がまさに交流する場になるということで、どのくらいマッチングできるかということはもちろんやってみてということになりますけれども、NPOからは10程度の提案を出していただくように、マッチングに向けて取り組んでまいります。

寄附のふえる額というのは、これは目標としては挙げにくいということですが、年々増加できるようにこういった取り組みを継続して、予算規模については今後については検討になりますけれども、実施してまいります。

そして、検証ですけれども、毎年度NPOから事業報告をいただいております。その中で寄附額を私どもは確認できますので、その中で把握をしてふえているかの検証を行ってまいります。

小越委員

今、経済が大変なときに、企業の方がどのくらいここに出資したり、寄附をしていただけるのか、物にもよるかとは思いますが、かなり厳しい状況があるのではないかなと思っています。そもそも新しい公共というのは、行政が本来担うべきところを企業にお金を出してもらおうという、ここが私は少し引かかるものがあるのですが、これだったら、行政がこの676万円をそれぞれの求めるNPOに分けるとか、そういうことはできないんですか。

小松県民生活・男女参画課長

今回の事業は、県民、企業に幅広くこういったきっかけづくりであるとか、意識の醸成を図っていくもので、今後の新たな取り組みの契機となるものでございます。補助金の交付も、別に私どもはNPO向けに補助金の制度を持っており、行っているところではありますけれども、これからNPOにそういった事業を募集してやっていくというのは期間的にも実際のところ難しいのではないかと考えております。したがって、こういった事業でやっていくのが有効であると考えております。

小越委員

この新しい公共というのも、本来行政がやるべきものと、それから、皆さんが協働してやることと分けてやるべきだと私は思うんです。これだけお金をかけてやりますので、それなりの効果があって、それなりの成果が出るようお願いしたいと思います。リーフレット367万円、多分、チラシ1枚だけじゃなくてかなりのページ数もあるかと思うので、県民の日だけではなく、皆さんに広く渡るように、ぜひ周知徹底をしてもらいたいと思います。

(消費者行政総合調整費について)

永井委員

消費者行政総合調整費で1点お伺いしたいんですけども、今回、国の補助金が入って、消費者の部分で啓発用DVDをつくったり、ガイドブックをつくったりと

いうことでこの事業が盛られています。これを今、この時期に補正を組んでやるというのは、もともとそれは一般会計に繰り入れてやる部分であると思うんですが、来年でもいいと思うんですけども、この時期に補正を組んでやられるという意味は。

前沢消費生活安全課長

これは国のほうの平成24年度予算でございまして、説明会がございまして、上積みされたということで新たに交付決定を受けてこの時期になったものでございます。中身的には、食の安全と団体の育成ということで、国が示したものを受けて調整してこの時期になったということでございます。

(ボランティア・NPO活動促進事業費について)

山田委員

ボランティア・NPO活動促進事業についてお伺いをさせていただきます。協働や寄附ということで、事実上寄附をするためには、1つは寄附金控除を受けられるということが非常に大きなテーマだと思うんです。NPOが寄附金控除を受けられる条件というのは、認定NPOにならなければいけない。その認定NPOは、今、国税庁で公示されている中に山梨県に主たる事務所を置くところはたしかなかったように思うんですが、先ほどの活動をしている444法人の中で認定NPOはまずあるのかないのか。あつたにしても極端に少ないはずですので、せっかくこれだけのお金をかけるんですから、今後、課としてはどういうふうにしていきたいのかまずお尋ねいたします。

小松県民生活・男女参画課長

県内で認定NPO法人は、今、活動しているというところで捉えますと2法人ございます。「富士山クラブ」と「富士山を世界遺産にする国民会議」、こちらが認定法人になっております。

今後、課としてどういうふうに取り組むのかということなんですけれども、実のところ、かなり働きかけ、そういった要件を満たしていれば取るようにというような周知等は行っておりますけれども、実は今年度、実績報告書の提出期限の要件を過ぎていまして、それがクリアできなくて見送ったところもあります。また、今、申請が1件、準備中が2件ございます。そういったことから、今後も働きかけ、周知もしながら、ふえていくように取り組んでいきたいと考えております。

山田委員

今そういう答弁なんですけど、小越委員とはちょっと違う視点なんですけど、これは国の事業で来ているので、私はこれについてやるなどは言いませんけれども、現実的に今、認定NPO法人になっても、個人では、2,000円を控除した残りの金額。法人では、法人税割が所得の2.5%、資本金の0.25%を足したものの2分の1が別枠でせいぜい控除できるかどうかなんです。現在75%の企業が赤字であるという状況では、事実上、実際に経費で落とせるというのは1カ所につき2万五、六千円なんです。だから、どこにも出せない。

私はむしろ、国の施策でやるのであれば、国税庁をもうちょっと動かさないと、現実的に個人の寄附の範囲は広がったんだけど、法人の部分はほとんど広がっていないので、県におりてきた、全国的にやるということでやることなんだからある意味仕方ない部分もあるけれども、逆にそれを逆手にとって、これをきっかけに、せっかく多くのお金をかけてリーフレットをつくるので、そういうところのPRも含めてきっちりやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、もう一度その部分について答弁をいただきたいと思っております。

小松県民生活・男女参画課長

認定NPO法人につきましては、昨年の税制改正がありまして、かなり要件緩和やメリットが、個人の場合ですと約半額返ってきますので、多少は出てきたかと思えます。今回こういった皆さんの寄附が増えることで、要件をクリアして、県内の認定NPO法人が増えていくということにもつながります。そういったところもあわせて、県民の皆様にメリット等を、それから、寄附の意義、必要性、そういったことのPRを強力にしていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第24-9号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(行政評価制度について)

永井委員 所管事項で2つ質問をさせていただきたいと思えます。まず最初に、県の行政評価制度についてお伺いをいたします。先月9日にアドバイザーによる外部評価、行政評価が実施されました。もうこれで3年目になると思うんですけども、今回対象となった事業数と評価の結果についてお伺いいたします。

古屋行政改革推進課長

行政評価につきましては、本年度、公共施設の3施設を含めまして35の事業につきまして、各部局が行いました1次評価結果も踏まえまして、アドバイザーから御意見をいただきました。評価結果につきましては、廃止、一部廃止、要改善、現行どおりの4つの区分で行いまして、今回3名のアドバイザーが一致して廃止と評価しましたのが、辺地振興資金など貸付金など5事業、一部廃止が民間社会福祉施設整備資金利子補給金の1事業、その他は要改善、現行どおりとなっております。

永井委員 今、35の事業を評価されたということですが、この対象事業は具体的にどのような形で選定されたのかお伺いします。

古屋行政改革推進課長

事業の選定であります。まず県単独事業のうちの予算500万円以上の中から

32事業を、それから、公共施設につきましては、平成25年度に指定管理者の終期を迎える施設のうち、利用者の満足度が80%未満であった6施設の中から3施設を選定いたしました。選定に当たりましては、まず部局ごとにあります事業数をもとに案分をいたしまして、各分野の評価事業数を決めました。それに従いまして3名のアドバイザーが個々にリストアップを行いまして、アドバイザー会議の席で32の事業と3つの施設に絞ったという状況でございます。

永井委員

今そのような形で選定されると伺いましたけれども、行政評価はこれまで2回行われているわけですし、今回が3回目になります。選定について、過去2回さまざまな反省点などがあったと思われましても、過去2回の外部評価における事業の選定と、今おっしゃられた今回の選定とで異なっているところはどこかあるんでしょうか。教えていただきたい。

古屋行政改革推進課長

過去との違いという話でございますが、まず初年度につきましては、チャレンジ山梨行動計画の中から事業を選定いたしました。そのため、分野に偏りが見られまして、改善効果の低い事業とか、国の事業などの補助金の対象事業も対象にしております。このため、昨年度から分野が偏らないようにということで、部局の事業数に応じて対象事業数を決定するとともに、より高い改善効果が得られるよう、対象事業を予算が500万円以上の県単独事業に改めました。

それから、初年度、昨年度ともに、議論を尽くすための時間が少ないという御指摘をいただいておりますので、昨年度もそうですが、外部評価の時間を順次、結果的に選定事業数は少なくなりますが、1事業当たりの時間を延ばすという対応をまいりました。

あとは、内部的なことですが、本年度は職員が1次評価をしやすいようにということで、マニュアルをつくるというような事務の改善も行っております。

永井委員

私も1回目、2回目の外部評価の見学をさせていただいて、一つ一つの審議時間がちょっと短過ぎるんじゃないかと思っていて、その点が今回改善されたということで35の事業になったということですがけれども、時間の制約等もあると思うんですけども、事業数を減らさずに、なるべく一つ一つの審議時間を延ばしつつ、多分、審議しなければいけない項目はたくさんあると思うので、そういった部分でまた振り分けもしていただきたいと思いますと思います。

この外部評価ですけれども、国における外部評価、いわゆる事業仕分けと呼ばれるものですが、そこでは仕分け人の多数決によって個々の事業の判定をしております。国の事業仕分けはあくまでも判定であって、予算削減を行う権限、強制力等はないんですけども、本県も多分そのようなアドバイスの部分であると思うんですが、本県では今回の行政評価の結果をどのように今後生かされていくお考えか伺います。

古屋行政改革推進課長

行政評価につきましては、行政サービスの向上や事務の効率化などにつなげていくために実施しております。今後、アドバイザーからの意見、評価を参考に各部局におきまして2次評価を行いまして、その結果を来年度以降の予算に反映していくというような形で活用させていただきます。

永井委員

2次評価のほうにつなげていくということで、先ほど冒頭のほうで、廃止と評価された事業が5事業あったということですがけれども、多分それを参考にされて2次

評価は行われると思うんですが、アドバイザーの方は何を廃止の理由とされていたのか、公表できる範囲で結構ですので、具体的に説明をお願いします。

古屋行政改革推進課長

廃止とされた5事業ということでございますが、まず辺地及び過疎地域振興資金貸付金につきましては、40年以上が経過しておりまして、一定の成果が上がったということや、あとは、市町村合併や地方分権などで市町村を取り巻く状況が変化しまして、資金需要も減ってきているということ。それから、辺地や過疎を特別に特出ししたという制度は、国の制度としてはありますが、県独自でというのは他県では少ない状況になっておりますので、現状では他の振興資金でも対応が可能ということから廃止の評価を受けております。

それから、高齢者総合相談センター運営事業につきましては、市町村、介護保険事業者など他の機関でも高齢者の相談に対応しておるということで、県が相談業務を行うという意義が薄れてきているということと、相談件数も少なくなっております。費用対効果の面で効率性が低いという指摘でした。

それから、産休等代替職員雇用費補助金につきましては、幼稚園や他の福祉施設には同様の補助制度がないということ、それから、児童福祉施設、特に保育所だけを特例的に補助する政策的な理由も見当たらないということで、保育所の運営も自由度が増す中で事業の妥当性も大きく薄れてきているという点が指摘されております。

それから、自立支援事業給付費につきましては、障害者の支援制度等は社会的に公正性を実現する上で必要不可欠でございますけれども、この制度は障害者自立支援法への移行に伴います激変緩和措置として実施されたという経緯がございますので、経過措置としての役割を終了したという判断で廃止と判断されております。

永井委員

ありがとうございました。今、5事業の廃止の理由をお伺いさせていただきましたけれども、この外部評価の結果は、今お伺いしていても、事業予算の見直し等につながる、その内容であると思います。この内容について、当然議会でも視察に行けばいいんですけれども、全議員が全日程を視察するというのは難しいような状態です。議会でも当然、この内容について承知をしておく必要があると思います。評価結果はどのように公表して、議会に対する公表はどのような形でされるお考えがあるのかお伺いいたします。

古屋行政改革推進課長

評価結果につきましては、毎年、県のホームページにその内容を掲載して公表させていただいております。本年度につきましても、各部局での2次評価が終了しました後、11月には県のホームページで公表する予定にしております。

委員御指摘にありました議会に対するというところでございますが、議会に対しましては、評価結果を踏まえました事業の見直し内容につきまして、予算審議などを通じて御議論いただくということになると思いますので、何らかの形で報告させていただければと思っております。

(山梨県土地開発公社市川三郷町大塚地区拠点工業団地について)

永井委員

よく厚い資料をいただくときに、概要版とか縮刷版みたいな形で資料をつくっていただくということがあると思うので、ぜひここはという部分を抜き出して資料の提供を私どもにぜひよろしくお願ひいたします。

もう1点、市川三郷町大塚地区の工業団地の問題についてお伺いさせていただきたいと思ひます。この問題の土地では現在でも掘削作業が行われていると伺ってお

りますけれども、所要の経費が最大で9.8億円かかるとおっしゃってありました。本会議の中で同じような質問があったと思うんですが、9.8億円には届かないんじゃないかというような答弁もあったんですが、販売価格およそ4.5億円のおよその2倍もの金額がかかるということに対して、これまで県民の皆様や数々の議員方、そして、私も大いに危惧をしている者の1人でございます。改めて伺います。現在のところ、この工業団地にかかる経費はどれぐらいになる見込みでしょうか。

相原企画課長 ただいまの経費につきましては、委員の御指摘のとおりまだ現場が続いておる状況でございます。まだ今のところ確定はしておりません。当初3.8億円から6.8億円という見込みをいたしまして、その後、地中から大量の廃棄物が出てまいりましたもので最大3億円ふえるということで、今、最大が9.8億円ということありますけれども、企業側とも協議をして経費の抑制に努めているところでございまして、まだ確定はしておらないという状況でございます。

永井委員 まだ作業中で確定をしてないということなんですけれども、これの予算は貴重な税金を使うということですので、工事の経費を最小限に抑制していく、その努力をやはりしていかなければいけない。当然、されていると思います。現在作業を行っているのは、相手企業さんが選定した会社だと伺っております。県側も誠意は見せつつも、作業に対して言うべきことは言うという姿勢が私は大事だと思っております。そこで、この作業現場に公社や県の間人で行って、しっかりと作業現場に立ち会われているのでしょうか。もし立ち会われないとすれば、早急に立ち会って作業を監視していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

相原企画課長 現場には公社の職員が常に立ち会うようにしてございます。さらに、県の建設技術センターにも委託して、そちらの職員にも立ち会ってもらって現場の確認をしております。その都度、工法や工程について協議をして、できるだけ経費が抑えられるように毎日一生懸命やっているという状況でございます。

永井委員 県の公社の方、建設技術センターが行かれて指導されているということで、こちらに非があるのに言いにくいところはあると思うんですけれども、それとこれとは話が違いますので、ぜひ行かれてしっかりとした指導をお願いしたいと思います。作業の経費を抑制する方法として、作業方法の工夫なんかもあると思っております。現場では大きな転石があったりとか、廃棄物を外に運び出していると伺っています。例えば転石については、その場でクラッシャーといって岩を砕くようなものを使って岩を砕いて、その場で再利用するという方法もあるなんていうふうに伺っております。少しでも経費を削減するためにほかの工法が考えられないのでしょうか。お伺いします。

相原企画課長 今回、敷地から相当な量の転石が出てまいりまして、この処理が大事な点になったわけなんですけれども、今回は実は公共事業のほうでこれを利用していただく、受け入れていただくことになりましたので、転石の処分の費用が抑えられることになりました。砕く方法についても承知はしておったんですけれども、経費のこと、それからさらに企業側のスケジュール、こういったことを総合的に勘案いたしまして今回の工法をとったということございまして、そういった状況下では最善の方法をとったと考えておるところでございます。

永井委員 わかりました。
あともう1点なんです、今回掘削作業をして、最大で6メートルの深さから大

量の廃棄物が発見されたと伺っておりまして、またそのほかの敷地も1メートルから2メートル掘り下げたと伺っています。私どもも委員会の中で現場の視察をさせていただきました。かなりの深さに掘り下げられていろいろな物が出てきているというような状況。掘り下げた土地というのは、1回掘り下げているわけですから地盤が弱くなってしまうと思われまいます。土砂を掘削した後、どのような対応が行われているのかお伺いします。

相原企画課長　今回、敷地のほぼ全体を1メートルあるいは2メートル、それから、さらに廃棄物が出た場所については深く掘っているわけですが、一義的には、現場で廃棄物等と振り分けした土が出ますので、それを掘ったところに入れる。それで足りない部分はやむを得ず購入土を使うということですが、それを転圧して締め固めをしております。それから、敷地は湿地というところもございまして、ある程度掘ったときに地下水が侵入してくる場所がございます。そういったところにつきましては、セメントのような地盤改良剤を入れまして、攪拌してまた固めるということをしておりますので、そういったところについても地盤は安定してできるような工法をとっているということでございます。

永井委員　今、地盤を改良してしっかり踏み固めて新しく造成を行っているということでございました。そもそも根本に立ち返って、せつかく来ていただいた相手企業さんと、今後ともそういう改良をしっかりとした形の中で、意見も言いながら、やりながら、そこで操業を続けてもらって地域で発展していくことが重要だと思います。ぜひ相手企業さんとの良好な関係を保ちつつ作業を進めてもらいたいと思います。もちろん先ほど申しましたけれども、経費については貴重な税金を充てることとなりますので、少しでも抑制できるような努力を最大限行っていただきたいと思っております。

私ども議員の各位も、今回のことでいろいろとさまざまな厳しい御意見を県民の方からいただいております。この問題が今後どのような形で進行していくのか、そのスケジュールをお伺いしたいと思っております。

相原企画課長　ただいま現場のほうは継続中ということですが、早く終わるように、鋭意、作業を続けているということでございます。

それから、今回のことに対する原因究明、また、責任がどういったところにあるのか、そういったことのために調査委員会を置いておるわけです。これは7月に設置をいたしましたけれども、これまで2回の委員会を開催したということでございます。これは6月の議会の際にも御説明させていただいたと思っておりますけれども、調査に相当な時間がかかることになろうかと思っております。2月の議会までにまた県議会にも御説明をさせていただく、そんな予定でございます。

永井委員　ありがとうございました。今回、作業の方法や工程、いわゆる現在行われている部分に特化してお話をお伺いさせていただきました。先ほどもおっしゃっていましたが、並行して、どうしてこのような問題が起こったのか、また責任の所在がどこにあるのかというのを調査委員会ですっかり、今、2回行われてきたというお話で、全部で五、六回行われるということなので、しっかり話し合っていて、1日も早い原因の究明に努めていただきたいと思います。

最後に、丹澤部長のほうから改めてこの件に関してのお考えをお伺いして、質問を終わります。

丹澤企画県民部長　この大塚工業団地の土中から大量の大きな転石、大量の廃棄物が出た問題につ

きましては、これは県の土地開発公社として、単なる瑕疵担保責任ではとどまらない重大な責任があると考えております。相手先の企業の操業スケジュールに支障を及ぼさないよう、残された障害物の除去、これを徹底いたすとともに、この原因究明について全力を挙げて調査をいたしまして、2月の議会では御報告を申し上げたいと思います。今しばらくのお時間をお願いいたしたいと思います。

(山梨県土地開発公社市川三郷町大塚地区拠点工業団地について)

山田委員 関連で引き続き。2点ほどこの件に関してはあるんですが、まず1点目は、新聞報道によると、2億5,000万円か7,000万円ぐらいで仮払いになるのかどうか分かりませんが、支出されたという報道を聞いているんですが、何の根拠で払えたのか、そこをまずお伺いしたい。

相原企画課長 山田委員の御指摘のとおり、先般、全体の経費のうちの一部を企業さんに支払いをさせていただいたところでございます。これはこれまで企業側と私どもで、工法とか、経費のこと、単価のこととかの協議を詰めてきたところございまして、企業側から出されました見積書を公社のほう、また専門機関でも厳しくチェックをして、こちらで認められる経費をお支払いしたということでございます。

山田委員 私は支払いの根拠をお聞きしたので、その根拠があればいい。つまり、何をもって仮払いができるのか。例えば事前の契約があるとか、何かしら交わしていなければ、支払いがまずできないんじゃないかという、その点をもう一度。

相原企画課長 これは、この支払いそのものに関して書面の契約ということではないわけですが、今回は7月までの作業に関して支払いをしたわけですが、現場内の土砂の搬出量あるいは石の搬出量、そういったことの量と、それから、単価を双方で調整、協議をして、そこで決まった数字に基づいてチェックをし、お支払いしたということでございます。

丹澤企画県民部長 補足をさせていただきます。試掘を始める前に双方で契約を交わしまして、工事の発注は企業側で行うけれども、その費用負担については公社が行うという契約を交わしております。

山田委員 その契約はまさに誰の権限をもって契約がされたんですか。

丹澤企画県民部長 それは公社の理事長の権限で行っております。

山田委員 引き続き、部長にお尋ねします。この案件の最後ですが。今までの経過で話を聞いてくると、県の瑕疵担保責任があるということで、もうこれは逃れられないと。その事実が、何かもう一つぐらい手があるのかなと。全くがんじがらめにコンプライトされた状態では私はないと思うんです。

皆さんと違った視点でも一度見る必要があると私は思ったので、この(株)ケルという会社の決算短信とかホームページから類推すると、この会社は昭和37年に設立され、資本金16億1,700万円、そして、今年の平成24年3月期の売上高が94億7,200万円、経常利益11億3,700万円で、社員数は約300名いて、そのうちの3分の1が山梨にいます。

この企業がもし出ていってしまった、その土地の契約が解除されてよそに行った場合、山梨県がどのぐらい影響を受けるのかと。今、南アルプス市で事業をしている。さらに工場を拡張して市川三郷町でやった場合、得られる利益はどのぐらいの

ものかは今の時点でわかりませんが、この企業自体がもし出ていった場合、私が計算すると、個別財務諸表からすると、平成24年3月期が今言った94億7,200万円の売り上げで、最終的な利益が11億3,700万円。それで、これが一番よくて、平成23年3月期は約7億円、そして、平成22年3月期はまたさらにその半分なんです。

これ、法人税割等を計算していくと約1,600万円になります。そうすると、一番いい年の法人二税が1,600万円であるので、仮に10億かけてこれを取り戻すには50年かかるんです。これはその前の年の平均でいけば、またその半分ですから、仮に1,000万円県に入ってきたとしても、事実上、10億円かけたら100年かかる話なんです。さらにこれ、固定資産税とか、あるいは会社の雇用という問題があるので、一概にこの問題だけは言えないとは思いますが、しかし、私は10億かけて、それを回収するか。それも血税の真水ですよ。補助金があってやった事業ではない。真水でそれだけかかって取り戻すとしたら、それは100年かかる話なんです。

そういった、もし企業に撤退された。もし選定以外でやめようといった場合、そういうリスク等まで含めて、部長はケルと話し合いをして、場合によっては撤退でもしようがないというぐらいのところの詰めをされたのかどうか、また、企業側と何回お会いになったのかお聞きしたいと思います。

丹澤企画県民部長 企業の法人に対する税金の税収、それが県にとってどれだけ貢献があるのかということは計算しておりませんが、専門家の委員がおっしゃるんですから、そういうことであろうかと思えます。

しかし、今回の件は、単に県に入ってくる税収と、今ここで払う何億かのお金との単純な比較では全くないと我々は考えております。1つには、この優良企業が継続して雇用を支えて、県の経済に貢献していただけたということがございますし、仮に県公社が、今回、土中から大量の石とか廃棄物が出たことによって、まあ、こちら側からは言い出せないんですけども、「契約を解除させてください。費用負担できません。どうぞどこへでもお引き取りください」と言った場合、県と公社の信用が著しく損なわれる。県の企業誘致の政策に対しても根本的な影響を与えるだろうということがございまして、これは公社と県の責任において、やはり企業側の操業に支障のないことをきちんとせざるを得ないと考えておるところでございます。

山田委員 私が言った質問は、そのぐらいのせめぎ合いをまずしたのかどうかと、お会いしたのかどうかをお聞きしたんです。

丹澤企画県民部長 相手側の担当役員と私が何回か交渉いたしましたし、いつときは、県はもう負担できませんというふうなお話も協議の中では出たこともございます。それから、大量の廃棄物が出た時点では、相手側企業の中で、もう山梨から撤退しようという意見がかなり強力に出てきたという事態もありました。そういうことを踏まえながら、我々としては必死の協議を行ったということでございます。

山田委員 もう起こってしまったことなので、今のような説明がやっぱり部長なり、担当課からもされて、ぎりぎりのせめぎ合いをしたということもわかることが、私たちにとってもやはり県民に対して説明責任を、私たちも求められているので、そういう資料にはなると思うので、もう答弁は結構ですが、いずれにしろ私は、やはり県民の血税を使ってこの問題はやっていくので、ここにいる人皆さんが心してこういう問題に対処していただきたいということでもあります。

(山梨県土地開発公社市川三郷町大塚地区拠点工業団地について)

高木委員

関連になります。永井委員、山田委員の話とは全然違う、また、私が本会議の一般質問の中で言い切れていない部分をちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、4月から始まって、今、既に6カ月あまりがたとうしております。そういった中で少しスピード感がないなど。というのは、今のような、7月25日の第1回目の調査委員会があって、そして、9月にあつて、次は11月というようなことらしいんですけども、定期的に行っていくことも決して悪くはないんですが、必要に応じて時点、時点でもってタイムリーにもっと。あれほどのことが起こったわけですから。

莫大な費用がかかるということの中で、先ほどの山田委員の数字から追えば100年もかかるという話、これは山田委員も、一概にそうばかりとは言えない部分もありながらという説明をしながらですが、それにしても大きな費用負担がかかる、このことの処理の仕方についてちょっと時間がかかり過ぎ、そして、この4人の中には、1人は法律家もいらっしゃいます。それで、第1回、2回、特に2回目がどんなふう話し合われたのか、その内容をお知らせいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

相原企画課長

7月末に第1回目の委員会、それから、第2回目の委員会を9月13日に開催いたしました。7月25日には、今回の事案の概要、それから、転石とか廃棄物の出土状況を御説明し、その際に、その後どういった調査を進めていくかということについて協議をし、調査委員会のほうから御指示をいただいた事項について調査を進めてきました。主にはそれを9月の2回目の委員会で御報告したわけですけども、その間に、関係者、公社の職員や搬入業者とか、あるいは旧地権者、工事関係者等100名以上の方々の聞き取り調査を実施いたしました。

また、工事関係の書類を県土整備部のほうにも御協力いただいて調査をし、また、時を追って現場確認する必要があるために、いろいろなところの市町村に御協力いただいて航空写真も入手して、その時々状況調査をしたと。それで外部から盛り土材の搬入が行われた経過を調査したりしてきたということでありまして。主に聞き取りの状況、それから、書類の確認、あるいは航空写真の確認状況、そういったことを先般9月13日の2回目の委員会で御報告し、その後の調査についての御指示をいただいたというところでございます。

高木委員

今の課長の説明の中で航空写真とかの資料、そういうものもぜひ提供されるとありがたいと思います。

それと、調査委員会のメンバーは、どういう調査をされるんですか。デスクワーク上の調査、あるいはそういった関係者のヒアリングをしているのか、それとも、現場なんかも立ち会いをしているんですか。

相原企画課長

調査委員会の委員の先生方には、第1回目の委員会の際に、現地のほうは確認していただきました。会議室で2回目の委員会も行ったわけですけども、必要な現場写真と、2回目の委員会においてもそういった写真等を御提供していろいろ審議をしていただく。また、弁護士資格のある方が委員長さんになっていただいているわけですけども、必要に応じてさまざまな相談に行かせていただいているというところでございます。

高木委員

ぜひ二度と起こらないために、今後は厳しく、このことに対して、部長はじめ、職員が、調査委員さんたちの意見をしっかりと踏まえて、新たな次へ向けての対策をきちっとぜひお願いしたいと思いますけれども、コメントをお願いします。

相原企画課長 高木委員からは本会議でも御質問をいただきまして、こういった重大なことが二度と繰り返されてはならないということは、本当に考えなければいけないと。目下、調査委員会では原因究明をしているところですが、責任の所在をきっちりはっきりさせるといって、今回のことを本当に重大な戒め、教訓として、県庁全体、また出資法人等も襟を正して今後の業務に当たる、それぞれの職員も責任を持って業務に当たるということが今後求められることかと考えています。そういったことで、さまざまな対策を講じて、二度とこういったことが起こらないように努めていきたいと考えております。

(国民文化祭について)

山田委員 伝統芸能をある方がやっている中で、国文祭がいよいよスタートする前に、市のレベルなのか、県のレベルかちょっとわからないんですけども、いずれにしろお声がかかるとして練習をしていたが、伝統芸能、練習しないんですかと私が問うたら、もう今は、私たちが先日いただいたようにパンフレットをもらって、プログラムがほとんどコンプリートされているという。そういう答えが返ってきたんです。いわゆる積み残しというんですかね、お声をかけておいていながら、その後のフォローのされていない団体はないのか、あるのかお聞きしたい。

樋川国民文化祭課長

国民文化祭の市町村主催事業と県主催事業がありますが、市町村主催事業の場合ですと、市町村から県に申請があって、県から文化庁に申請をしてという形で進んでまいります。お尋ねの件が、民間の方か市町村レベルかわからないんですけども、そういう形で進んでおりますので、積み残しがあるという認識はないのですが、具体的にどういうところなのかちょっと把握していません。

山田委員

ということは、今、あそこまでのリーフレットというか、パンフレットができているということは、例えば98%はもう固まってしまったのか、その進捗状況についてお聞きしたい。

樋川国民文化祭課長

市町村主催事業、県主催事業についてはおおむね固まってございます。提案事業についても固まっております。あとは、応援事業ということでただいま募集しているものもございまして、文化まるごとフェスティバルというカテゴリーの中で募集を続けているものもございまして。

山田委員

ここで個別の事案で言うのは差し控えるので、終わった後、その件についてちょっと打ち合わせをさせていただきます。

(山梨県土地開発公社市川三郷町大塚地区拠点工業団地について)

小越委員

土地開発公社について1点確認をしたいんですけども、この前の総務委員会で現地を見たときに、公共事業の残土を入れる前からこれは入っていたんじゃないかという話もありまして、そうすると、法律のできる前から入っていたとすると、たとえその人が特定できたとしても、法律ができる前の搬入だと、損害賠償請求ができないということもあるんですか。

相原企画課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、略して廃掃法と言われる法律は、制定はもっと古いと思いますけれども、平成9年に改正がございまして、それ以前は、品目

とか面積にもよりますけれども、所有地の中に処分するということは可能なきが
あったということでございます。

公社の取得前に入っていたのかどうか、あるいは取得後なのかというところにつ
きましては、何カ所かから廃棄物が出ておりますので一概に言えないところもあり
ますけれども、今、調査委員会で個々に調査をしておりますのでございます。もし
埋めた時期が特定できて、それがその改正前というふうなことがはっきりわかれば、
そのところは追及できない可能性もあるかなと考えております。

小越委員

ということは、平成9年改正時に土地開発公社が買う前からそこにあつて、そこ
に廃棄されていた場合は、個人のものだということで、それは法律上そのときの時
点では追及されないといたしますと、でも、今はそれがあるために営業できないとな
りますと、損害賠償もできず、県が全額負担をしなくてはならないということにな
るといふこと、それはそうなるんでしょうか。

丹澤企画県民部長 廃掃法の平成9年という問題もございまして、公社が買収したときにそ
れを告知すべきであったかどうかという法律上の問題とかもあつてと思つていま
す。ということで、その辺については、仮に買収前に埋められていた場合、損害賠償請求が
できるかどうかというのは現時点では一概には言えないと思つております。

(行政評価制度について)

小越委員

次に、先ほど永井委員からもありました外部評価のことについてお伺いします。
今回の外部評価は、傍聴者はどのぐらいいらつしたんでしょうか。いわゆる県
庁職員じゃない方は何人ぐらいいらつしたのか。全体の傍聴人数と、一般の方がど
のぐらいいらつしたのか。

古屋行政改革推進課長

今、私どもで承知してはいるのですが、来場者は50人ということなんです。この中に県
職員がまじつていたかどうかということについては、済みません、確認してござい
ません。

小越委員

3日間で50人って、県の職員を除くと一般の方々ほんとうに少なく、去年、
おとしも、これを経て次の予算に行くに当たっては非常に関心が少ないというか、
来なくていいというか、これでいいのかなと思つてます。

それから、内部評価を一番最初に、外部評価にかける前にされているんですけれ
ども、外部評価と自分たちの評価の、自分たちは要改善だったけれども、外部評価
は廃止とか、その違い、自分の評価と外の評価が違うというのはどのぐらいあつた
んでしょうか。

古屋行政改革推進課長

済みません、今現在そういう比較はしてございませぬので、必要であれば、また
後ほどお届けします。

小越委員

先ほど廃止が5件、一部廃止1件で、それ以外ということを見ますと、要改善、
現行というのが29事業ということで35事業になるのかなと思つてはいるんですけれ
ども、私のざつとな感想ですけども、今回、要改善が非常に多かつたと思つていま
す。要改善も、そもそもこちらの職員側が要改善と出して外部評価にかけているもの
がかなりありました。その要改善の中身が、去年だったらこれは現行どおりじゃない
かというものも要改善と。今後、これからこういうふうにしよ少し変えていきたいと思

います、要改善となっているんですけども、最初から要改善と出ているのであれば、外部評価にかけなくてもいいんじゃないですか。

古屋行政改革推進課長

要改善にもいろいろ幅がございます。それから、職員の視点で要改善となっていたものが、廃止と判断されたものもございますので、職員が要改善としたから外部の意見を聞かなくていいということにはならないと考えております。

小越委員

要改善の中身が、プラス的な要改善も含めて出していて、それで、プラス的な要改善もあるのにもかかわらず、要改善が全てこの事業がバツのような受け取り方が報道でされているので、私は要改善の中身を、そもそも全部変えるのか、来年に向けて少し事業のあり方を少し変えますというのも含め全部要改善になっているので、山梨県がやっている評価がほとんど要改善になっているような受けとめ方がされている。それで、50人しか傍聴に行きませんからね。そんなことも含めてこれでいいのかなと私は思っています。

この3年間外部評価をやってみての感想というか、総括というか、どのようにお考えでしょうか。3年間で、アドバイザーも多分変わると思うんですけども、この3年間やってみての評価はどのように考えていますか。外部評価の評価。

古屋行政改革推進課長

私がそういうことを言う立場にあるかどうかということもありますが、私個人の感想として、私はこれはやってきて効果があったと考えております。今年、職員が改善ありというふうにしてきた事業が非常に増えております。それは職員の意識改善も進んできたと考えておりますので、これをやってきた効果はあったと考えております。

小越委員

外部の人に言われたからやるということじゃないと思うんですよね。外部の人の目があるからこれをするようになったからよかったというのは、それはあまりに職員に対して申しわけないかと思います。

私が気になるのは、この外部評価について、いろいろな補助金や、それから、委託先もありますよね。その方々の意見をその場で1つも聞かない。出す側のほうだけで聞いて評価しているというのはいかがかと思うんです。もらっている側のほうからの意見はどうやって反映されるのでしょうか。

古屋行政改革推進課長

仕組みとして、今回の外部評価のアドバイザーにつきましては、専門家の方の意見を聴取するというのでやっておりますので、そのような機会は設けていないということになります。

小越委員

もらっている側のほうとか、それを有効に使っている方々の意見が評価に全然反映されず、3人の方々がそれぞれ、これはやめるとか、これはこうすると言うだけで全部が動いていくのは、私、県民の声が生かされていないと思うんです。特に思ったのは、県のお金を減らすと。それは県のお金を減らして、市町村にやらせればいいというのが幾つかありました。市町村側にとってみると、そのお金はどこから出てくるんだという不安もありますし、市町村に移管されれば、県のこの事業は終わりにしてそれで全部おさまったのかというと、県のお金なのか、市町村のお金なのか、税金の出どころが違うだけですよ。私、そういう視点はちょっとおかしい方向に行くと思うんです。外部評価をするんだったら、お金をもらっている方、利

用されている方、それを使っている側からの評価や意見なども入れてやるべきじゃないでしょうか。

古屋行政改革推進課長

事業評価につきましては、事業の効率性とか効果、それから、事業の目的、内容の検証をしていくのは当然ですけれども、県が実施すべきかどうかということについて吟味するのも当然だと思います。県、市町村がそれぞれ役割とか責任を果たしていく上で相互に連携していくということもございます。そういう中でより効率的、効果的な施策が展開できればいいと考えております。

(リニアについて)

小越委員

この外部評価はもうやめるべきだと思います。3人の方の言うことだけ聞いて、いただいて事業している方々の気持ちや、それから、改善点や、これやめて、もっとこうやってほしいという声が全く入らず、50人しか傍聴に行かなくて、そして、自分たちの評価と外部評価がほぼ同じであっても、それがひとり歩きしてしまうようなことは、私はいかがかと思っています。民間に任せて、市町村に任せれば、県の金さえ支出が減ればいいというようなスタンスで行くようなことはやめたほうがいい。とりわけ、警察、議会、公共事業は多分手つかずで、そこがブラックボックスのままで、それ以外のところだけ反映されるのは私はやめたほうがいいと思います。意見として言っておきます。

次に、リニアの問題でお伺いしたいと思います。リニアの問題で1つ確認なんですけれども、リニアのこういうパンフレットがよく出ております。いずれもリニアと富士山が写っております。しかし、このごろ話を聞きますと、リニアの明るい区間、外に出てくるところは全部フードがかかると。となりますと、リニアが走っているのは景観上、見えないということではないでしょうか。

佐藤リニア推進課長

フードの問題につきましては、騒音対策あるいは微気圧波の減少という、環境基準上必要な措置ということで検討がされているものであります。詳細につきましてはまだ明らかにされておりませんので、どの地点がどういうふうな対策が講じられるのか、今この場で具体的に申し上げる段階ではございません。

小越委員

報道によりますと、騒音対策などから、明るい区間に全部フードがかかると。富士山が見えるような、富士山をバックにリニアが走っているという、新幹線の駅みたいなところの写真にはならないんじゃないかと。そうしますと、観光の面から、景観の面から、ただ何か物体があるだけということで、非常にこれは観光面から、富士山が見えないわけですね。おかしい、これはちょっとマイナスになるんじゃないかと、私、確認しておきたいのですが。

それから、今の甲府駅と新しいリニア駅を結ぶのは、バスのような話をしていたんですけれども、バスを想定して2,400人ぐらいというふうにお話があったんですけれども、リニアの駅の甲府駅の利用客は、今のJR甲府駅が2万7,000人ですが、それが減るかどうかはわかりませんというふうなお話がありました。県の資料によりますと、乗降客がリニアによってふえるのは、誘発分が1日2,700人、ほかの交通機関からの転換が9,600人となっています。となりますと、今のJR甲府駅の利用客2万7,000人は明らかにかなり減るんじゃないでしょうか。いかがですか。

佐藤リニア推進課長

本会議でもお尋ねをいただいたと思います。リニアの開通によりまして、既存の交通手段からの転換、これは需要予測の中で、今委員御指摘のように9,600人という形で明らかにさせていただいております。ただ、例えば転換として考えられるのが、鉄道、高速バスあるいは通常の車の利用、大きく言ってこの3つかと思うんですが、個々の需要がどれだけ、例えばこの駅で何人、あるいはこの高速バスを利用することによってこの路線で何人影響があるとかという、そういう個々のものについては推計をしておりませんということで答弁をさせていただきました。

甲府の乗降客数2万7,000人、今、JRのほうから公表数字がありますが、そこに影響がないかといえ、それはやはりそれなりの転換ということが見込まれると思います。ただ、それぞれの鉄道なり、あるいはリニアという輸送手段の特性があるかと思えます。例えば早く観光地に行って富士山をゆっくり見たいという高速性を求める方であればリニアを利用するであろうし、あるいはゆっくり、あるいは通勤通学として近い距離を移動する方であれば従前どおりJRを使うという方もおいでになりましょうし、それぞれの状況に応じて利用が進むことになるのではないかなとは思っております。

小越委員

1日9,600人の方々、ほかの交通機関から利用、高速道路、自動車の方や身延線の方やバスの方も含めて9,600人ということですが、JR甲府駅の利用者の方がかなり減らないと、1万2,300人は埋まらないと思うんですね。それでお聞きします。県の調べた資料によりますと、リニアの駅の利用者の乗降客の端末交通手段の利用意向、リニアの新駅からどうやって端末交通手段に行こうとするのかは、自動車約67%、路線バス等の既存の交通機関7%、上記以外（新設シャトルバス等）約26%となっています。そうしますと、例えば全員が甲府駅を利用しなかったとしても、2,400人ぐらいが甲府駅のほうに行きますと、2,400人のうち、自動車67%、路線バス7%、そして、それ以外のシャトルバス等26%といえますと、バスを利用される方は五、六百人ということじゃないでしょうか。

佐藤リニア推進課長

今、需要予測の数字、甲府駅方面を起終点とする利用客は、リニアを利用される1万2,300人のうち2,400人という推計をしております。今、委員がその数字で端末の交通手段としておっしゃった、例えばシャトルバスみたいな高速性を求めるものは約26%ですから4分の1、それを単純に計算したとすれば、2,400人の25%ですので、600人とかという数字になるかと思えます。ただ、甲府の駅を経由して、例えば峡北方面に行かれる方、あるいは峡東方面に行かれる方という需要も見込まれるのではないかと考えておりますので、そういう意味で何百人というふうな推計まではなかなか難しいというのが現状だと思っております。

小越委員

ほかのところも、峡中・峡北ゾーン2,400人、峡東1,700人、富士・東部ゾーンに3,300人、これが全部、路線バスとかシャトルバスへ行くというよりも自動車のほうが多いと思うんですが、何度も聞くんですが、甲府駅にとまるのは1時間1本と言われておりますよね。600人だとしても、それをたとえ18時間ぐらいで割ったとしても、バスの利用客は、少ししかないんですよ。それで、バスの専用道路を通るとなると、1時間に1回上りか下り、それしかバスが通らない。その道を新たにつくる必要があるんでしょうか。

佐藤リニア推進課長

甲府駅とリニア新駅を結ぶ交通手段ということで、例えば東京からあるいは名古屋から短時間で山梨を訪れた方、その方たちにやはり高速性を確保した移動手段は検討する必要があると思っておりますし、議会でもそういう答弁をさせていただいております。

そういう中で委員が危惧されているのは、大規模な投資をして、例えば大量輸送機関を必要とするような交通手段の整備ということに多分御懸念をされているのではないかと考えています。私たちもこれまで意見交換会あるいはいろいろな議論の中で、やはり大規模な投資をしてまでの交通手段の確保はなかなか難しいのではないかなということ、バス交通を有力な案にしながら、それでもなおかつ高速性を求めるためにどういう整備が必要なのかなということ、議論をしてまいりましたし、これからもそういう意味での議論を深めたいと思っております。

小越委員

ということは、モノレールとか新たな交通ではなくて、今の既存の道路を使って運ぶというのが一番現実的で、そして、ほかの人から見ても、平和通りは入んでいるのに、その道だけ1時間に1本バスが通って、あとは入れないという、そんなばかな道はないと思うんです。であれば、バスを想定して、既存の道路というので、方向はよろしいのでしょうか。

佐藤リニア推進課長

所信表明の中でも知事のほうから説明をさせていただいております。バス交通というのが現段階においては有力であります。ただ、新しいルートとして荒川の土手をバスレーンとして使用できないか、あるいは大規模な投資をせずに、他の輸送手段として確保できる方法がないのかなということ、他の新しい交通システムについてもあわせて検討していくということでお話しさせていただいていると思いますけれども、現段階においてはその御説明で、その検討をこれからも進めていく、あるいはさらに掘り下げて進めていくということになるかと思っております。

小越委員

やっぱり1万2,300人の人たちが毎回おきるわけじゃないですよ。よく考えれば、1時間に1本ですよ。そんなに利用する方がいないと思うんです。大体1万2,300人来るかどうかわかりません。岐阜県の調査によりますと、これは三菱UFJが行った調査らしいですけれども、中津川の駅の利用者は開業時の首都圏と同駅との利用者は1日2,900人から3,200人。山梨よりとてつもなく少ない数字です。これは高く見積もった数字というふうに三菱UFJは言っていますけれども、ここの数字でだって多過ぎるかと思うんですけれども、1万2,300人というのがひとり歩きしますと、そのためにすごく毎回人が来るようなことを思うんですけれども、よく考えてみれば、1時間に1本とまって、甲府駅に行くのがせいぜい50人か多くて100人、普通だったら二、三十人がバスに乗ればいかにぐらいのところ、過大な施設投資をするのは私はいかがかと思っております。

それで聞きたいんですけれども、先ほどリニア見学センターのリニューアルで15億とありました。そして、リニアの展望施設をつくりたいと言っていました。リニアのためにお金をどのぐらいかけるという上限は決めているのでしょうか。

佐藤リニア推進課長

前にも御質問をいただいたかと思っております。リニアの整備あるいはリニアの開業を見据えた県土づくりにおいて、駅あるいは周辺の整備、あるいは県内各地を結ぶアクセスの整備を、私たちはいろいろな議論を踏まえながら計画的に進めていこうと思っております。それも、骨子案のほうにも書かせていただきましたが、できる限

り、現行の道路計画を利用するものは利用する、あるいは簡便な方法がとれるのであれば、そういうものを最優先していくとかいうふうなことで、結論的にいうと、計画的な整備を適切にしていきたいということで、委員の御質問にありますように、上限を定めて今後の整備計画をつくっていくという、そういうものではないと思っております。

小越委員 それは例えば展望施設をつくるという話もありました。先ほどリニアのこれもありましたけれども、財源は交付金とか、補助金とか、県債とか、とにかく国から来るお金はあるのでしょうか。

佐藤リニア推進課長

現行の国の制度において、リニアに特化したという意味での補助金交付制度はないと承知しております。ただ、いろいろな整備の過程の中において、できるだけ国補あるいは交付金を取り入れる、あるいは起債制度を活用するというので、いずれにいたしましても、将来の財政運営に支障のないような、当然そういうふうな検討をしながら整備を進めていきたいと思っております。

小越委員 国から来る補助金がほとんどないと。ということは、県の借金でこれを賄うと。先ほどの15億円。展望施設を見にリニアに乗ってくる人は多分いないと思うんですね。たまたまあったからそこで展望するだけなんですけれども、1万2,300人がみんな見るかどうかわかりませんが、そこにどのぐらいお金を落とすかも含めて、費用とかけるほう、資金繰り計画みたいな、そういうものは出さないんですか。

佐藤リニア推進課長

答弁の御説明がちょっと不十分だったかもしれません。そういう個々の制度とか、あるいは交付金がないというふうに委員、今お話しをされたんですが、私は今、リニアという名前でそういう制度がないということを発言させていただきました。いろいろな整備あるいは道路の整備にしてみても、そういうものについては、交付金事業あるいは国補制度があればそういうものを有効に活用していくということは当然だと思いますし、していかなければならないということで、もしその点誤解があるようでしたら、済みません、訂正させていただきたいと思っております。

いずれにしましても整備に関してどれだけの投資をしていくのかというふうなことは、今、基本構想ということでこれからの県土づくりの方向性を議論させていただいておりますし、いろいろな方の御意見をお伺いしております。そういう中で、今後いろいろな計画が具体化していく中で、言えるのは、来年以降、新幹線計画もより具体化していく中で、県としてもどういう整備をしていくかということの具体性を検討する中で、今おっしゃられたような整備に要する経費等々、もう少し詳細についても検討していかなければいけませんし、先ほど言いましたように、将来の財政運営という観点からも、必要なそれらの整理は行っていきたいとは考えております。ただ何分、来年明らかになるといったときにも、詳細がどこまでかというふうなこともありますので、その点につきましては確定的なことが申し上げられなくて申しわけございません。

小越委員 長野県では、JR東海に対して、長野県の地域振興に寄与するように、停車本数は開業に当たり県との協議を行うこと、それから、アクセスと役割について関係者とかにも要望書を出しております。

山梨県はどちらかというと、山梨県がやるから、JR東海、とにかく通ってくだ

さいという話ですけれども、ちょっと違うと思うんですよ、お金の出どころも含めて。そして、かなりの巨額が費やされ、甲府の駅だけじゃなくて、富士吉田市をどうやってつなぐとか、富士北麓をどうするとか、峡東どうするとか、ここに道をどんどんつくりますと、とてつもなく金額がふえるばかりなんです。

私はこのことも含めて、県民にもっと広くお知らせしないといけないと思うんです。リニアが来るとこうなりますということで説明会が開かれていますけれども、じゃ、残土処理はどうなるのか。今、実験線のところも山になっています。残土はかなりの量が出ます。残土は誰が使ってどうするのか。いろいろなものについて答えずにとにかく、でも、1万2,300人来るから何とかなるという、そういうような説明会ではなく、実際どうなるのか、お金はどのぐらいかかるのか、県民の負担がどうなるのかということを含めて説明会で話をしてもらいたい、今のことも含めてぜひお願いしたいんですが、いかがですか。

佐藤リニア推進課長

これからのリニアにつきまして、委員の御懸念に思っていることにつきまして、明らかでないという部分も確かにございます。ただ、私どもは、リニアを活用したこれからの県土づくり、山梨にとって何が大切かということを議論し、それに従った整備を行ってまいりたいと思っておりますので、御懸念の、例えば残土処理とか個々の具体的な例、まだルートを含めて明らかになっていない中においても、地元の方あるいは市町村を含めて、それらのことについても議論をさせていただきますし、ましてこの整備を私どもは、JR東海がやるからそれでいいんだとか、そういうふうなスタンスではおりません。当然のことながらJRに負担を求めなければならぬものは負担を求め、あるいはそれを使って山梨県がよくなるためにどういうことができるのかということで、それは十分に協議をしながら進めていきたいと考えております。

主な質疑等 警察本部関係

- ※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(犯罪捜査取締費について)

小越委員 もう少し詳しく御説明いただきたいんですけれども、どういう場合に使われるのか、いつから録音・録画が稼働するのか、捕まったときからなのか、そこをもう少し御説明いただきたい。

小林捜査第一課長 委員の御質問にお答えします。録音・録画につきましては、これは対象事件におきましては、殺人、強盗致傷等の裁判員裁判対象事件のうち特に公判において供述の任意性、信用性について争いが生ずるおそれがあるなど、取り調べの状況等を客観的に記録することが裁判所の目的に有効であると判断し、認める場合に実施しております。そして、本年5月からは、知的障害者に対する取り調べの録音・録画

についても実施しております。いずれもこれは平成21年4月から山梨県においては実施している状況でございます。

小越委員 今の話で裁判員裁判のうちというのは、容疑のかかった者全てが対象となるのか、それとも、これとこれとか警察側のほうから選んだ事件だけが録画されるのか。それで、それは捕まったときからか、そこのところは。

小林捜査第一課長

録音・録画の試行の実施につきましては、裁判員裁判対象事件と知的障害者、いずれもこれは身柄拘束を伴う事件について行っております。そして、試行の目的に照らしまして、供述の状況、供述以外の証拠関係等を総合的に勘案しまして、取り調べの機能が損なわれない範囲内で、送致の前後あるいは捜査の過程の前後を問わず、捜査上必要上相当と認められる場所を適切に判断いたしまして、必要と認める場合に録音・録画を実施します。

小越委員 取り調べを損なわないということを認めるというのは、どういうときは認められないんですか。

小林捜査第一課長

例えば被疑者が報復等を恐れて共犯者に係る供述をしなくなる場合、あるいは組織犯罪等の解明に支障をきたす場合、被疑者と取調官との間で率直なやりとりが困難になるなど真相究明に支障が生ずるおそれがあるなど、そして、犯罪被害者をはじめとする事件関係者の名誉、プライバシー等に関する事項のうち録音・録画する必要のないものまでが全て克明に記録されるので、そういう場合については録音しないということになっています。

小越委員 これは検察が公判に証拠として提出されるんですか。

小林捜査第一課長

録音・録画したものについては、捜査関係記録として検察庁のほうへ送致しております。

小越委員 必要と認める場合というのが少し曖昧で、供述にその後のプライバシーの部分とか、警察側の必要と認めるというところの解釈の仕方によっては全て記録されるべきだと思うんです。それを検察が公判に出すかどうかはプライバシーのこともありますので、それはなんですけれども、やはり全てを記録、録画されてということこそ、率直なやりとりだって、それも含めて全て記録されないと可視化につながりませんので、私は全て記録して、それは出すときに、これはプライバシーにかかわるとか報復のことがあるのであれば、それは出さないというふうにするようにそこをしたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

小林捜査第一課長

本年2月に公表されました国家公安委員長主催の捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会による最終報告で示されておりますが、取り調べの録音・録画には公判における供述の任意性、信用性等の効果的、効率的な立証を可能とする効果があると認識しております。ただ他方で、取り調べの全過程を録音・録画することについては、先ほど申しましたとおり、被疑者が報復を恐れて共犯者に対する供述をしなくなるなど組織犯罪等の解明に支障をきたすほか、被疑者と取調官との間で率

直なやりとりが困難など真相究明に支障が生じるおそれがあること、そして、取り調べの過程で、先ほど申しましたが、被害者をはじめとする事件関係者のプライバシーに関するものが全て明らかになるということで懸念もあるところでございます。

警察におきましては、その中で録音・録画の試行の拡充を掲げまして、裁判員裁判対象事件に係る試行を拡大して、知的障害を有する被疑者に係る事件においても試行を拡大したところでございます。警察といたしましては、試行の結果を踏まえつつ、治安責任を有する第1次捜査権としての責務を全うするという観点から、取り調べの録音・録画のあり方について検討を進めているところでございます。

小越委員 今後、山梨県内でほとんどの身柄拘束の事案については、組織犯罪以外のところは大体録音・録画されると考えてよろしいでしょうか。

小林捜査第一課長

先ほど申したとおり、録音・録画するにつきまして必要と認める都度、捜査上または立証上相当と認める場合については適時適切に判断いたしまして実施をすることとなっています。

小越委員

最後に、その適時適切のところが意図的に解釈されて録音・録画されないということがないように、基本は全て録音・録画というところですから、それで一部は外すというふうにしないと、一部だけ録音・録画で後は全部ほとんど外すとならないように、ぜひそこはやっていただきたいと思えます。

※請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

小越委員

継続じゃなく、採択をお願いしたいと思います。今の話もありましたけれども、警察も可視化に向けて録音・録画装置を配備するように方向が大きく変わっております。全過程での取り調べの可視化をしませんと、冤罪事件の温床になりますし、これをやはり全過程で全て取り調べの可視化をするのが国民の世論であり、世界の流れであります。ぜひこの請願は採択すべきだと思います。採択をお願いします。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(警察官の処分の状況について)

山田委員

ただいま冒頭、真家本部長から警察官の不祥事について陳謝をいただきましたが、最近、警察職員は山梨県においてもふえておりますし、全国においてもふえておりますから、そこで全く不祥事がないということは、当然ないということ自体がちょっと変な話という気もするわけですが、そうはいつても、生命、財産を守るべき警察でありますから、普通の公務員以上にそういう点はしっかりやっていただきたいと思うわけです。

そこで、全国の懲戒処分がここのところ、全国的に見てもふえているんじゃないかと思しますので、最近3年間における全国の処分者数の状況と、山梨県の状況について数字がわかれば教えていただきたいと思えます。

古屋監察課長

それでは、御質問にお答えいたします。まず全国の懲戒処分者の数でございますけれども、平成21年につきましては242人、平成22年につきましては385人、そして、平成23年につきましては367人という状況でございます。本年につきましては上半期205人ということで、前年同期比プラス39人と発表されております。

続きまして、本県の懲戒処分者の数につきまして申し上げます。平成21年につきましては、懲戒処分者はありませんでした。平成22年につきましては2人です。それから、平成23年は1人という状況で、本年になりまして、9月末現在は5人という状況でございます。平成21年から本年9月末までの処分内容につきましては、内訳を申しますと、本県の場合、免職2、停職1、減給が3、それから、戒告が2という状況でございます。

山田委員

新聞報道でいっぱい聞いているからかしれませんけれども、意外に数字的には少ないんだなど。警察の職員の数からいけば、処分者数は少し少ないのかなど。ただ、ここ数年でちょっと上がり基調だと思いますが、その原因と、現在行っている防止対策というか、それについてお伺いしたいと思います。

古屋監察課長

発生原因と対策ということでございますが、まず原因につきましては、1つとして、職員の職務倫理の欠如、それから、自分を律するという、自律心の欠如が挙げられます。また、職務執行、仕事に対する基本的な事項の認識、理解の欠如、さらには、幹部の心情把握、業務管理といった指導監督の不徹底というふうなものが原因として考えられるところでございます。

対策としましては、発生した非違事案これにつきましては厳しい姿勢で臨むということはもちろんでございますが、そのほかに、県下警察署長会議、その他各種会議等におきまして、非違事案の防止について指示を徹底するというところで非違事案の防止に努めているところでございます。また、本県で発生した事案、さらには他県で発生した事案につきましても、本部から各所属それぞれの事案の概要、原因、再発防止対策を通知して、それで県下の職員に周知を図っているという状況でございます。

警察職員として誇りと使命感を持って職務に精励する、仕事をしっかりとするというために、職務倫理教養の強化を図っているところでございます。また、警察官の採用や警察学校での教養段階において、警察職員としてふさわしい者としての適性を見きわめるというふうなことに観点をおきまして、ふさわしい人材を確保するように関係所属間で連携を強化するというところで臨んでおります。以上が原因と対策でございます。

山田委員

では、ちょっと項目を変えさせてもらいまして、いわゆるお祭りにおける規制に

について、何点か市民からいろいろな要望というか問い合わせがありました。もともとお祭りというのは文化でありますから、言葉は悪いんですけども、警察というか、今、規制が入る前から続いているお祭りもあったり。山梨ではいろいろな、十日市とか、あるいは厄除地蔵尊とかね。当然車社会になって、後になって交通規制とかいろいろな規制が入ってきたという中で、毎年行っているにもかかわらず、結果として例年と同じ規制の許可をいただくに当たっても、お祭りの担当者が氏子総代に当たると、警察の許可を取りに行くのが面倒というよりは非常に大変というかね。当然規制をするのは当たり前だからいいんですが、担当者の対応も含めて嫌な印象を持つのではないかと思います。今年に入ってほんとうに何件か、3件ぐらいそういう問い合わせがあったので、大きいお祭りから地域の神社のお祭りまであると思いますけれども、どういう基準でお祭りに対するそういう規制をかけているのかお尋ねをしたいと思います。

長田交通規制課長

委員の質問にお答えいたします。地域で祭典を行う場合、道路使用を取ることになります。その関係につきましては、道路交通法第77条第1項第1号から第4号におきまして、道路使用の許可の対象となる行為といたしまして、第1号が道路を使用して行う工事または作業、第2号が石碑、銅像、広告板及びアーチ等これに類する工作物の設置、第3号が場所を移動しないで道路に露店、屋台、その他これに類する店を出す行為、第4号が祭典、ロケーション、街頭宣伝、路上競技、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態もしくは方法により道路を使用する行為で、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものと規定されております。

道路は本来、人や車の通行の用に供する目的でつくられておりまして、その目的に従った通行という形態での使用が想定されているものであります。一方で、道路工事や広告物の設置、マラソン、祭典等多種多様にわたってその使用が認められているところでもあります。しかしながら、限られた道路空間を不特定多数の者がさまざまな目的で利用しようとする、道路本来の効用が害され、交通の秩序が保たれないこととなります。そこで、通行目的以外の道路使用のうち公益性があるものにつきまして一定の要件を備えている場合に、警察署長が許可を与えることにより、交通の秩序を図りつつ、道路の使用に係るさまざまなニーズに対応しようとするものが道路使用であります。

山田委員

ということは、今聞くと、お祭りですから、第77条第1項第4号に当たるんですかね。そうすると、その規定どおりに粛々とやればいいことであって、多分そういうことを粛々とこういう規定にのっとりやっていますということであれば、新たにお祭りをやることでない限り、通常であれば、最低限、去年と同じ規制が当然かかるというのはするほうも想定しているわけでありまして、少なくとも警察にそんな厄介をかけることもないのかなと。例年どおりのお祭りであれば、そういう地域のお祭り、文化を向上させていくのも、警察もその応援をやっぴりしてもらい必要があるんじゃないかと思います。もしかしたらその担当者のレベルの受け付け段階でのことかもしれませんけれども、ぜひそういうところは粛々と行っていただければいいと思いますので、そこをお願いしてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

長田交通規制課長

祭典を開催する場合の道路使用につきましては、管轄警察署の交通課に関係者が出向いていただくわけですが、申請に当たっては、道路許可申請書のほか、

定められた添付書類を出してもらうことになっております。第4号の祭典につきましては、計画書、対象となる道路、コース及びその周辺の見取り図、形態等を記載した図面を提出することになっております。この申請を受けました警察署長は書類を慎重に点検を行いまして、必要な内容が整っている場合はこれを受理し、必要な条件を付し許可することになります。しかしながら、点検の過程で内容に不備な箇所があった場合につきましては補正を求めることもあります。

申請に当たりまして、申請者の負担を軽減するために、申請の受理前に事前相談に応じ、必要な行政指導を行うことはもちろん、道路使用の許可後、計画段階からその実施方法、交通の誘導方法、必要な交通安全対策等について指導、助言することに努めております。

(通学路の点検状況について)

小越委員 6月の常任委員会でお聞きしました通学路の点検状況についてお聞きします。本会議でも教育委員会関係で質問しましたがけれども、通学路の点検で警察での対応は今どのようになっているのでしょうか。

長田交通規制課長

委員の質問にお答えいたします。本年5月30日に警察庁交通局から示された通達に基づきまして、教育委員会、道路管理者との緊急合同点検を8月末までに実施したところであります。これまでに県教育委員会が把握している通学路の危険箇所の中から、教育委員会、警察、道路管理者による緊急合同点検の必要な場所について点検を行い、それぞれの行政機関による何らかの対策が必要な箇所を選定したところであります。県警察といたしましては、学校関係者、地域住民等の意向を考慮しつつ、それぞれの通学路にとって最も適した交通規制、交通安全施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

小越委員 警察関係で対応しなくてはならない規制とかスクールゾーンとか、そういうのは何カ所ぐらいあるのでしょうか。

長田交通規制課長

教育委員会及び道路管理者との緊急合同点検では、危険箇所に対しての警察で行うべき対策として、交通規制の見直しや交通指導、取り締まりなどについて検討しております。具体的には、信号機の設置や車両通行禁止、横断歩道等をはじめとする交通規制の見直し、その他、通学路における交通指導、取り締まり、街頭監視活動等であります。これらの対策を講ずることにより、通学する児童の交通安全を図るものであります。

小越委員 危険箇所が何カ所ぐらいあって、その対応がどのぐらい進んでいるのかお聞きしたいんです。

長田交通規制課長

警察で行う対策の内容につきましては、現在のところ91カ所ございます。信号の設置が1カ所、横断歩道の設置等が29カ所、それから、車両通行の禁止等が4区間でございます。その他につきましては、交通指導、取り締まり、交通監視活動等になっております。

小越委員 そうしますと、具体的に信号設置、横断歩道、車両禁止の34カ所のところが警察が特に、指導とかだと人的なんですけれども、物的なところで改善、改良しなく

てはならないというところだと思うんですけれども、その進捗状況は、いつごろまでにどのように改善されるのかお伺いします。

長田交通規制課長

今回の緊急合同点検で必要な対策として選定されたものにつきましては、点検に参加した関係者によりまして検討されたものであります。したがって、実際の対策を進めるに当たりましては、地域住民の意向、道路や交差点形状等の再確認をする等の現地審査ほか、実施すべきと判断された場合におきましても、交通安全施設の工事発注、公安委員会意思決定手続等所要の作業が必要になります。具体的にいつごろ実施できるかということはこの場でお答えできませんが、必要なものにつきましては早急に手続を行ってまいりたいと考えております。

小越委員

地域住民の生活に支障が及ぶようなところは地域の皆さんとのお話し合いもあると思うんですけれども、交通事故が多発して、集団登校の中にといい、そのような事故が全国で発生している中では早期に対応すべきところをお願いしたいと思うんですけれども、予算上足りないというようなことはないんですか。

長田交通規制課長

通学路対策としての個別の予算はありませんが、一般的な交通安全施設整備費としての予算を効率的に活用して整備を行ってまいりたいと考えております。

(警察官の再就職について)

小越委員

91カ所よりもっとあるかもしれませんけれども、これで終わりにせずに、ぜひ毎年こうして点検をするようにして、改善をいただきたいと思います。

もう1点、違う話です。警察の方々の再就職先についてお伺いいたします。こちらの知事部局のほうでは、毎年7月に昨年度退職された皆さんの再就職状況一覧をホームページにアップされます。今年も平成23年度末退職職員の方の再就職状況一覧というのがホームページにアップされております。昨年の幹部の職員の方々をはじめ、退職された方の退職後の行き先が一覧表で、再就職先、役職も含めて全部公開されております。それについて、警察のホームページを見ますとそういうのがないんですけれども、警察関係ではこのように再就職状況一覧を公開するという方向はないんでしょうか。

奥石刑務部参事官

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。山梨県の知事部局では、ただいま御意見ございましたように、本庁の課長級以上をインターネットで公開しているということは承知しております。なお、知事部局のほうでは、公開に当たっては本人並びに就職した先の事前の同意を得た上でということと承知しております。

警察のほうではそういった考えはないのかということとございますが、県警察も行政機関の1つでございますので、当然、再就職先の公表が警察行政の透明性の確保という点では非常に大事な問題だとは理解しております。しかし、そのような公表の手法につきましては、今年、御案内のように、4月12日でしたが、福岡県の小倉市内で退職した警察官のOBが再就職先に通勤している最中、拳銃で銃撃される事件が発生しております。福岡ではこれ1件ではございませんが、こうした警察業務の特殊性だとかその時点での治安情勢等を考慮して慎重に判断していきたいと考えております。

小越委員 例えば、これはホームページに載っているだけですけれども、所管の特例民法法人が警察関係で7法人あります。こういうところに再就職先でいわゆる天下りのように行ってらっしゃる方は、名前は別にいいんですけれども、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

興石刑務部参事官

ただいまのは警察の関係法人への再就職の御質問だというふうに理解をしておりますが、昨年度末に退職いたしましたいわゆる管理職以上の警察官の再就職について、ただいまの御指摘のような団体に関していいますと、5団体に1人ずつ5人、そのほか、民間企業に就職した方もいらっしゃいます。

小越委員

管理職以上なので、5団体1人ずつ、民間1人で6人しかいないのかなと思うんですけれども、それで、例えば明らかにしないと言いましたけれども、知事部局では退職職員の再就職等に関する取扱要領というものをつくって実施しています。それで、この方々へ、例えば再就職先のところでは退職金が出るのか、それから、給料が幾らぐらいなのか、そういう取り決めはあるんでしょうか。

興石刑務部参事官

まずお答えする前に、最初の問題の人数について6人というお話しでしたので、誤解があってはいけませんので、訂正といいますか、御説明を追加させていただきます。5団体に1人ずつ就職しまして、民間企業に1人ではなくて4人、合計9人が昨年は退職しております。したがって、9人が再就職しているということで、5団体以外は民間企業というふうに御理解いただきたいと思います。

もう1つ、先ほどの御質問の、県のほうに取扱要領があつてということで退職金の問題に言及されておりましたが、要領につきましては、県警におきましても山梨県警職員の再就職に関する事務取扱要領を定めておりまして、これに基づいて紹介の事務を行っております。なお、退職金に関しまして申し上げますと、あくまでも退職金につきましては雇用先の判断により支給されるものでございますので、県警察としての立場では詳細を把握しておりません。

小越委員

知事部局のほうはかなりここには神経を使っておりますして、退職後最低2年間、退職前5年間に担当した職務と密接な関係が認められたところには行かないと。再就職する場合であっても、営業活動の規制、それについての誓約書を交わしております。退職後2年間は県への営業活動を自粛することを誓約します。そののまだその後、営業活動対応記録表を書くようになっております。

民間に4人って、警察とかなり関係の深い、警備会社とか探偵会社とか、そういうのがあるかもしれませんし、5団体の中では、安全協会とか、警察官友の会、防犯協会、警備業協会などがありますけれども、こういうところに勤務中知っていた秘密、それから、いろいろな人間関係、いろいろなところを含めて、そこには営業活動とかそういうのをしないというような誓約書みたいなものはないんでしょうか。

興石刑務部参事官

ただいま、知事部局で誓約書というお話でございました。ただいまの説明に私のほうで若干不足しておりましたが、県警察におきましても、先ほどおっしゃったような意味合いから、現役のうちから団体に対する誤解されるような働きかけをしたり、あるいは退職後も現役に対して仕事を介して働きかけを行ったりしないというような意味合いの内容の誓約書を、退職前から、幹部だけではなくて、下は巡査ま

での間、退職者全員に誓約書を事前に提出させて、現役のうちから適切な指導に努めております。

小越委員

例えば補助金委託を受けている特例民法法人警備業協会、警友会、交通安全協会、指定自動車教習所協会、防犯協会、これはホームページに載っている特例民法法人だけなので、それ以外にもあるかと思うんですけれども、こういうところに再就職先で行かれています方がいらっしゃるかと思うんです。そうしますと、こういう団体に、いろいろな補助金事業、委託事業がありますけれども、随意契約にほとんどなっているんじゃないでしょうか。

興石刑務部参事官

ただいまの各種団体の事務事業の内容の随意契約という御質問でございますので、私が答える立場であるかどうかは別でございますが、再就職活動で誤解があってはいけないので、警察の退職者につきましては、現役時代に培ったさまざまな知識や経験を団体のほうの求人に基づいて活用していくという意味合いで御紹介をしていると、そういうことでございますので、当然、公務員という立場で仕事をした人間が、退職後も関連のある団体へ行って仕事をするケースもございます。こういう形について県民の方々から誤解を受けたりとか、あるいは誤った形で疑いをもたれるようなことがあってはならないということの立場でさまざまな指導をしております。事務事業の内容についての答弁にはならないかと思いますが、その辺は公正性に配慮した形で運用しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

小越委員

多分大丈夫だと思うんですけれども、一般的に県職員の天下り先で随意契約を結んでいるということが長年続いていますと、やっぱり県民からの透明性の確保というところにちょっとクエスチョンマークがつくかと思っております。この安協しかできない仕事があるとか、防犯協会しかできないという仕事があるかと思うんですけれども、そうはいつでも、毎年随意契約でいくとなりますと、ちょっとそこは。そこをチェックするとか、点検するとか、そういうシステム、仕組みはあるんでしょうか。

興石刑務部参事官

再就職活動から若干離れた答弁になるかもしれませんが、ただいま随意契約という点で、これはいわゆる偏った形で誤解されないかというようなお話もありましたですが、私は担当外の部分もございまして、再就職活動を通じて、各種団体の理事さんとか、経営にかかわっている方のお話を伺っているという意味合いで、全てを把握してはおりませんが、現在いろいろな契約は一般競争入札が基本に入っております。他県の同じような業者もかなり参入していて非常に厳しいと。県警察とやはり、なあなあでやっていたのでは、団体のいわゆる事務事業も経営的におぼつかないというようなお話を聞いております。したがって、随意契約もあろうかとは思いますが、現在はやはり透明性の確保がまず第一に求められますので、一般競争入札等が多分に入っております。非常に透明性が高くなっていると認識しております。

小越委員

ここの部局ではありませんけれども、知事政策局の外部評価の中で警察と議会が除かれております。先ほどの話、一般競争入札をやっているという話ですけれども、県民にとってみて、警察のお金の使い方がブラックボックスにかなりなっていますので、そこは積極的に警察のほうから、こういうふうになって透明性が確保されていますということを言っていた方がいいかと思っております。

なので、退職職員の就職状況一覧表、別に名前は出さなくてもいいと思うんですけども、こういうところに載っても私はいいかなと思うんですよね。知事部局がこれだけやって、民間のところでも民間業者の名前まで入っていますよね。事務事業でここここは密接な関連があるんじゃないかというふうに疑われるところも何か所かありますけれども、それでも誓約書を結んでやっていると。名前は出さなくてもいいと思うんですけども、やはり県民にとって公開できる場所、透明性の確保のところはぜひこれからも進めていっていただきたいと思います。以上です。

(暴力団と露天商とのつながりについて)

武川委員

先ほど露天商の話もちょっとありましたので関連で1点お伺いしたい。今、特にそうですけども、経済不況の中で市民、県民が非常に頑張っておられる中で、お祭りというのは、その意味におきましては市民にとっては大変楽しみにしている1つであるわけです。お祭りということになりますと、いわゆる露天商は切っても切れないわけでありまして。露天商を締め出したというか、規制を厳しくした裏には暴力団への不正な資金源のカットということだろうと思うわけでありましてけれども、その露天商で暴力団へ資金が一部、いわゆるショバ代とか上納という形で100%行っているのか。中には、極端な言い方をすれば、そうでない人たちもいるのかなと思うわけですけども、その辺の状況はどうなんですか。

松本組織犯罪対策課長

露天商と暴力団のつながりということではありますが、何%とかそういう説明はしておりません。

現在の状況とは違うんですが、昨年暫定的な調べをしたところ、7割ぐらいのお祭りで暴力団が関係する露店が一部でも出ていたというようなところは出ております。もちろんそれが暴力団と完全につながっているとか、金が流れているとか、そこまでの細かいものではありませんが、暫定的なものです。

(飲酒運転の取り締まりについて)

武川委員

そこで、冒頭申し上げましたように、今は商工会議所とか地域の青年部とか各種団体が協力して、いわゆる露天商に近いような形でいろいろな模擬店をして、地域住民に潤いを与えているということをございます。なかなか難しいと思いますけれども、暴力団につながっていないような人はお祭りとかイベントにも出させてやれるような手立ても知恵を絞っていただきたいなど。

いずれにしても、暴力団とつながっていないような人で、いろいろなことの中でそういう職業を選択してやっている人にはやっぱりそういう仕事ができるようにすることも大事だなと思います。

私が言いたいのは、何よりも市民の、この厳しい時代にほんとうに数限られた癒しの醸成の中でお祭りというのは非常に大事ですから、そのお祭りには、従来からの言い方である露天商の位置づけもある程度大事な部分もあるので、ひとつそこは知恵を絞って。排除すべきものはきちっと排除していかなければなりません。これはもう何よりも優先されるべきものだと思いますけれども、そういった意味で、暴力団とは全く関係なく、職業として選択し、まじめに商売をしている人はやっぱりお祭りに出られるというのも市民に潤いを与えることにつながるのかなと思います。非常に難しい部分はありますので、誤解を抱かれては困りますけれども、精査するところはもちろんきちっと精査していただくわけですけども、いろいろ知恵を絞りながら、今、申し上げたことの意を理解していただければありがたいなということをございます。

次に、最近、時々、富士吉田市あるいは富士北麓の中で生活していてよく聞かれ

る言葉が、いわゆる飲酒運転の取り締まりをもっと厳しくしてくれという話をかなり聞くんですね。今、世の中が多様化しておりますから、警察行政あるいは地域の警察署においても、仕事は増えこそすれ減ってはいないと思うんですね。一方において、各都道府県警については独自に警察官を増やすわけにはいかないと認識をいたしております。人数的には警察庁で定数管理をしているんだと思います。最近ではサイバー攻撃に対する要員等で全国的にある程度定数を振り分けたという話も聞きますけれども、いずれにしても仕事は増えるという中で、大変御苦勞いただいてそれぞれの業務をされていると思います。

ですけれども、飲酒運転天国山梨県、富士北麓も飲酒運転天国でございますけれども、現在もいろいろ御努力されているとは思いますが、最近、市民あるいは地域住民から、もっとやってもらいたいという意見を聞いておりますので、その辺、答えられる範囲で結構です。まず、現状ということで、事の性格上、何件ぐらい取り締まりをしているのか、答えられる範囲で結構ですから。

本田交通指導課長

飲酒運転の取り締まりの御質問でございますが、本年8月末現在、飲酒運転の取り締まりにつきましては178件、前年比マイナス49件で、マイナス21.6%という状況でございます。飲酒運転につきましては、法改正がございました平成19年以降、非常に厳しく取り締まりをいたしまして、件数につきましては毎年若干減少している状況にあります。ただ、警察のほうといたしましては、夜間のミニ検問とかパトロールを強化しまして、各道路におけるミニ検問等を厳しくした関係上、取り締まりの件数が若干減ってきているというのが現状でございます。

(警察職員の非違事案について)

武川委員

いずれにしても、限られた人員の中でいろいろな業務があり、その中でおやりになっていることですから理解はできますけれども、ともかく最近そういう話を聞く中で、特に富士北麓は、今でこそ各町村にも飲食店とかいろいろな店ができましたけれども、かつては富士吉田市しかなかった。そして、富士吉田市も下吉田しか飲食店はなかった時代もあります。今は北麓の市町村全体に飲食店ができておりますけれども、そうはいつでも、やっぱり富士吉田市、とりわけ下吉田なんかは多いんですけれども、市町村境でやっぱり飲酒運転がかなりあるのかなというような話が出ています。微妙な部分がありますので、それ以上答弁は求めませんが、地域の中でもうちょっと飲酒運転の検問とかそういったことを増やしたらいいんじゃないかという声を最近聞きますので申し上げさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後に、いわゆる警察職員の不祥事の問題があったと聞きました。先ほど山田委員の質問の中で、不祥事の件数の全国の数値、そして、山梨県の数というような質問あるいは御答弁もあったようです。いずれにしても、全国が幾つだから山梨県は多いとか少ないとかは別として、全国の数字が幾つであっても、山梨県は山梨県としての中で、少なくとも近年におきまして、平成22年、23年、本年、この間におきまして何件かはあったわけでありまして、それが全国的に多いか少ないかということからの議論は私は無用だと思っております。山梨県自体にそういう不祥事が、あってはならない不祥事があったわけでありまして、一般県職員、そしてまた教職員もあったわけでありまして、いずれにしても、いわゆる警察職員というのはまた違った位置づけで県民からも見られているわけでございます。

そんな中で、県においてもそう、教育委員会においてもそう、いつもその都度その都度、二度とあってはならない事案であり、二度とこのようなことが起きないように警察職員挙げて綱紀肅正に努め、再発防止に努めていきますということと言っ

ているんだけど、次から次へ出てくる。

やっぱり何がそうさせているのかということになるわけでありまして。警察の職員も大勢いますから、採用するときにはわからなくても、結果として資質に欠けている人もいたんでしょう。やはり、もう1つは、県もそう、教職員もそう、警察もそうですけれども、やっぱり同じ職場内に対する状況はいろいろあるわけでありまして。いろいろな理由があると思うんですけれども、毎回、毎回同じようなことのないように、ほんとうに資質を高めるような、そして、抜本的な組織になるようにぜひ努めていただきたい。もう一度、本部長からお聞きしたいと思っております。

真家警察本部長

県警の非違事案に関しまして、ただいま委員から大変厳しい御指摘をいただきました。また、県民の皆様からもそうした同じような御指摘をいただいております。県警としましては、この御指摘を真摯に受けとめて、再発防止に全力を尽くしてまいる所存であります。再発防止対策につきましては、職員の心情把握、職務倫理教養、業務管理を徹底するほか、職員の採用や警察学校における教養段階での適性の見きわめを強化するなどして、その防止に努めてまいる所存であります。

今後も職員一丸となって、県民とともに、県民のために職務を遂行し、県民から信頼され、頼られる警察の確立を目指し、誠心誠意努力してまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

主な質疑等 総務部等関係

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※諮第1号 異議申立てに関する諮問の件

山田委員 丁寧な御説明をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。初めてのケースということで、私自身も事前にも御説明をいただく中で、非常に気の毒な案件であるということで考えております。

ただ1点、この後の問題として、今回、懲役2年2カ月の甲府地裁の判決が、東京高裁へ行くと禁固1年6月になり、執行猶予4年がついたという、このところを御説明とかで私が勘案すると、ここから先は私の思いですけれども、例えばそのときひき逃げしたところを、自分がひいたということを認めることによって、執行猶

予がつけば退職金も出るよというような、何らかのことがあって、懲役2年2カ月が禁固1年6月になる、さらに執行猶予がつくというのはなかなかない事例だと私は思います。だからこそ、本人がここで異議申し立てをしてきたんではないかと思えます。

私はこれからの大事なことは、この方は仕事を10時半まで残業して、酒も当然飲んでなくて、普通に帰れば普通に帰れた。事故があっても、そのまますぐ通報していれば、自動車運転過失致死あるいは致傷で、例えば3カ月の停職ぐらいでもしかしたら済んだかもしれない。そのときに何らかの魔が差したということですから、今後この案件については、私はいろいろな角度から検証して、執行部の意見どおりでいいと思いますが、ぜひ職員研修や何かこういう事例もあったという、具体的に公務員としての倫理とか、あるいは公務員として行ふべきというような抽象的なものではなく、具体的な事案を挙げて、ぜひ職員教育に生かしていただきたいということをお願いして、この案件に賛成させていただきますが、今後どういう方向で職員研修を行うかについて聞きたいと思えます。

吉原総務次長（人事課長事務取扱）

委員の今の御指摘を参考に、これまでもいろいろな不祥事とか、そういったことが起こったときには、具体的な事例を挙げて、それぞれ各職場で研修を行うようお願いをしているところです。今回の事案につきましても、各職場のほうに、こういった事例があった、こういった対応が必要なのかというようなことで、研修の中で具体的な検討をしていただくような形で進めさせていただきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で棄却すべきものと答申するものと決定した。

※請願第24-8号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見 （「採択」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見

小越委員 採択をお願いしたい。政府におきましても2030年代には脱原発というふうに言っております。原子力政策から撤退することは国民の世論であります。この請願は採択すべきだと思います。

（「継続審査」と叫ぶ者あり）

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見

小越委員 採択をするべきだと思います。パブリックコメントにおきましても、原発即白紙が8割を占めております。原発から撤退する、そして、自然エネルギーの抜本改革は横内知事も言っておりますので、この請願は採択するべきだと思います。

(「継続審査」と叫ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見

小越委員 採択するべきだと思います。浜岡原子力発電所は静岡県にあります。静岡県では、浜岡原発についての住民投票をするべきだというふうになっております。山梨県はすぐ隣にありまして、浜岡がもし事故があった場合、大きな被害を受けます。浜岡廃炉は県民の声であります。ぜひともこの請願は採択するべきだと意見を述べたいと思います。

(「継続審査」と叫ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて

意見

小越委員 廃炉をすることを求めるこのことについては採択するべきだと思います。南海トラフ地震におきまして想定された被害が出されました。浜岡原子力発電所は、今つくっている防潮堤より高い波が押し寄せるといことが言われております。これについては、廃炉をしないと、山梨県に大きな被害を及ぼします。浜岡原子力発電所を廃炉することを求める請願は採択するようにお願いしたいと思います。

(「継続審査」と叫ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見

小越委員 採択をするべきだと思います。今期になってから90万円使ったの県議会議員の海外視察は1件も行われておりません。そして、今、この海外研修制度も含む住民監査請求が起き、そして、住民訴訟が起きております。そして、11月には現職の県議会議員3人が法廷に呼ばれて証人尋問されることになりました。県民の声は、県議会の海外研修制度をやめろという声が広まっております。議会みずからが司法の判断を待たずに、ぜひともこれは廃止することを確認するべきだと思います。この請願は採択することを意見として述べます。

(「継続審査」と叫ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(権利放棄について)

山田委員 私も一般質問でこの件を質問させていただきました。この1,200万円余がどうも上がっているようですが、今後の具体的なそのスケジュールをまず教えてくださいいただけますか。

吉田出納局次長 (会計課長事務取扱)

今後のスケジュールでございますが、今行っております債権管理検討委員会の検討結果を踏まえまして、判断基準をまず確定させていきたいと思っております。それから、年内を駆けまして、基準に該当する債権の抽出と内容の確認、審査を行いまして、権利放棄をする債権の額を確定いたしまして、本年度2月議会には議案を提出したいと考えております。

山田委員 今回の説明でスケジュールはわかりましたが、これを見ると、私法上の債権、高度化資金を除く11億6,400万円、私も議会でも質問させていただきました。これを見ていくと、時効経過前の債権8億1,300万円余についてはこの判断基準に該当しないと。つまり、裏返せば、債務者も保証人も何らか存在するわけですから、この8億1,300万をどうやって今後回収するのか、その件について

もお聞きしたいと思います。

吉田出納局次長（会計課長事務取扱）

先ほど申し上げた処理方針及びマニュアルに基づきまして回収の努力をしていくということでございますが、先ほど説明いたしました各債権を所管している課で延滞債権管理簿を整備するようにしております。その管理簿に順序立てて記載していくことによって、どういった交渉経過があったかということ誰が見てもわかるような形で整理しておきまして、それに基づいて早期回収を目指していくというふうに考えております。

山田委員

ここで改めて聞いてもし答えが違ったらちょっと恥ずかしい話でもあるんですが、連帯債務というのは当然に債務者と同じ義務を負うわけですが、債務者にだけ通知をしているんじゃなく、連帯保証人には一緒にしなければいけないんですけれども、そのように各課されているのかどうかもまずお聞きをしたい。

吉田出納局次長（会計課長事務取扱）

出納局といたしましては、このマニュアルに基づいて、当然、債務者本人、また、債務者本人から返ってこない場合には連帯保証人というふうに請求するというところで、マニュアルに基づいて回収努力を行うようにという指導助言はしておりますが、現実問題、個々のところでどうやっているかということまでは把握してございません。

山田委員

午前中の委員会でも、土地開発公社の、10億円かけて、その10億円を回収するためには法人二税で仮に1,000万円でも10年かかって1億ですよ。100年回収にかかるときょう午前中で話をして、1億とか億という単位が血税で回収することがいかに難しいかということを考えれば、当然に債権回収のマニュアル自体もつくらなければだめだなと。私は、債務者に1回目は通知をして、2回か3回滞納があったら、あわせて連帯保証人にも自動的に出すような、そういうマニュアルをやっぱりつくるべきではないかと思います。そこで、各課が受けるんだけど、最終的にはいわゆる会計管理者のところでのこの問題を対応すると思いますので、ぜひその部分をお聞きしたい。

吉田出納局次長（会計課長事務取扱）

マニュアルの中にもそのような手続をとるというふうに定めてございますので、それを徹底していくようにまたこちらのほうからも指導、助言をしていきたいと思えます。

（権利放棄について）

小越委員

ちょっと聞きたいんですけれども、答えられることだったら。この1,200万円余というのは具体的に、税外収入も種類がいろいろありますよね。どのようなものが入っているんでしょうか。県営住宅、まあ、いっぱいあると思うんですけれども、どのような。

吉田出納局次長（会計課長事務取扱）

この1,200万円の内訳でございますが、基準の1－（1）に該当するものが県営住宅の使用料等が入っておりまして約170万円余、また、1－（2）でございますが、これは母子福祉資金貸付金の元利収入が7万円ほどでございますが、入っております。また、額的に一番大きいものは1－（3）の該当するものでござい

まして、これは清里の森の別荘地の土地貸付料等合わせまして1,090万円ほどが該当になっております。

小越委員　　ここの議案として出るのは出納局の会計課から出てくるんですか。各部局から出てくるのか、それとも、各部から出てきたのを出納局がもう1回チェックして全体で出てくるんですか。

吉田出納局次長（会計課長事務取扱）

議案として提出する主体が各部局になるのか、それとも1本にまとめるのかというのはこれから検討させていただきますが、当然、各部局から上がってきたものについての内容の審査につきましては、債権管理検討委員会を出納局で所管しておりますので、その中で内容を確認していくというふうな段取りになっております。

（特例公債法案について）

山田委員　　国において、いわゆる赤字国債の発行が今、収入財源の部分が審議できない状況であります。財政課長にお尋ねしますが、いわゆる入ってこない対応を県としてどのような対応をし、さらにそれが最終的にまた市町村へも影響があると思えますけれども、県としての対応はどのようにするのかお伺いしたい。

尾崎財政課長　　お答えいたします。赤字国債の法案に関しましては、現在、状況を注視しておるところでございますが、交付税の配分に当たりまして大きく一番影響が出てくるところでございます。それに関しましては、交付税は年4回に分けて配分されておりますが、9月分の配分に当たりまして、既に県及び市町村に配分されることが決定しております。仮にこの配分がなければ、9月前半から一時借入をいたしまして、県内の金融機関から借り入れをすることによって収入を賄うということを想定しておったわけでございますが、交付税の配分が決定されたことによりまして、9月下旬まで一時借入金回避できた格好になっております。

山田委員　　この後また国会審議が、問責を受けている野田首相がそのまま参院を開けるのかどうかということも含めてさらに想定外のことが起こるとした場合、一番どこに影響が出るのか、あるいはどこに影響させないように今後県財政を運営していくのか、最後にお伺いをします。

尾崎財政課長　　県財政の運営に当たりましては、県からの支払いをしないことによって、県全体の経済が委縮したりということにならないようにというのを一番考慮しておるところでございます。そのために、県としては支払いをずらしたり、おくらせたりということではなく、県として一時借入をすることによって対応するという方針にしております。委員御指摘のように、特例公債法案の審議に当たりましては、状況を十分注視してまいりたいと考えております。

（山梨県体育協会について）

武川委員　　体育協会の関係で何点かお伺いしたいと思います。昨年来、消防協会の不祥事が発覚して、さらに過般来、体育協会が約500万円の補助金の過剰受給と、簿外口座が存在しているというようなことが報道でなされているわけでございます。こうした補助金の不正受給については、これは決してあってはならないことであるわけであり、出資法人に対する指導監督は定期的に行っていると思うわけであり、まずけれども、出資法人の監査について監査委員として、どのように行っているのかまずお伺いしたいと思います。

鈴木監査委員事務局次長

出資法人に対する監査ということでよろしゅうございませうか。出資法人に対する監査につきましては、地方自治法の第199条第7項という規定に基づきまして、県が4分の1以上出資している団体につきまして監査を行っております。

武川委員

最初、県の監査によって疑念が出てきたわけだな。そうでしょう。だから、そこからの話でいいんだ。県が監査をして、その中で簿外口座が出てきて、そこから始まったでしょう。だから、その辺の経過からで。

鈴木監査委員事務局次長

体育協会の監査につきましては、今年度、出資団体の監査ということで、これまでは決算書に基づきまして、決算書にあらわれます預金口座、有価証券等につきましては、これまで全て残高証明書を添付させて、内容について監査をさせていただいております。今回、出資団体につきまして、決算書にあらわれない預金口座がどの程度あるのかということで調査をさせていただいております。それにつきまして、8月1日に、出資団体34団体になりますけれども、調査票を送付して、調査票の回収を行っているところでございます。その過程の中で、体育協会のほうでは全ての預金口座をみずからチェックして、その中でその口座の存在が明らかになったということでございます。

武川委員

本来、所管課の指導監査の中で出てくれば一番適切だったと思うんですけども、そこではわからなかった、見過ごされた。それで、結局、監査委員の監査の中で疑問が生じたということで今回に至っているわけだね。

鈴木監査委員事務局次長

今回の調査につきましては、今の段階ですと、各出資団体34法人に対しまして、決算書にあらわれる預金口座と決算書にあらわれない預金口座、例えば親睦会とか互助会とか、そういう口座も多分あるんだろうというふうに想定したしまして、決算書にあらわれます預金口座とあらわれない預金口座ということで、みずから一覧表を出してくださいということで提出を求めています。

武川委員

本委員会ですらいろいろお聞きするには無理があるわけですがけれども、今回、監査委員で指摘して出てきたということはその意味においてはよかったなと思っているわけですがけれども、ほかにも出資法人の関係でこういった状況はあるのかなと疑義を持たざるを得ないわけです。今後そういう意味においてもまた、その辺に意を用いて、監査委員が機能していただけるように頑張りたいと思います。

藤江監査委員事務局長

ただいま委員からお話をいただきました。現在、まだ調査中ということで、事実の確認をしたところでございますが、今後は、今の御意見をいただきまして、しっかりと監査をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

田中総務部長

冒頭に武川委員から出資法人などということでこの問題についてお話がございましたので、この問題の発端になりました県の消防協会につきましてそのいきさつからお話し申し上げますと、昨年、年末にこの問題が発覚した際に、出資法人やその関係団体に対しまして、同様の事案がないのか。具体的に申し上げますと、公益法人の会計基準を遵守せずに簿外処理、消防協会がまさにこの問題があったわけですが、簿外処理がなされているようなそういう事例がないのかということ

を関係団体、出資法人に対しまして所管課を通じて調査をしたわけでございます。その際には、そういうものはないという報告が各課からあったわけでございます。そういうことがあったにもかかわらず、このたび、県の監査委員から体育協会に対して監査の執行通知があったことをきっかけとしまして体育協会の簿外口座が明らかになったのは、これは非常に残念なことだと言わざるを得ないことだと思います。

こういうことも踏まえまして、先日の教育委員会の記者会見におきましては、今後、出資法人、関係団体について再調査をする必要があるのかどうかという質問がありまして、その際には「検討中であります」という回答があったということを御報告させていただきます。

(職員の不祥事について)

高木委員

職員の不祥事に関する質問を幾つかさせていただきたいと思っております。先月、中北林務の県有林の課長の要職にある方が、私の記憶が間違いなければ、納涼会でビールを四、五杯飲んで、その後お酒を3合飲んで、運転して帰りました。その理由は、もしかしてこれ、ちょっと違うかもしれませんけれども、たしか、あした仕事があるからと言ったような気がするんですけども、信じられないようなことが起きているわけですね。

これも再三注意をずっと県もしてきているし、いろいろな倫理規程をつくっていると申すんですけども、あれからどのぐらいでしょうかね、平成18年9月以前はそういうことがあった場合には6カ月の停職、それが今は懲戒免職という非常に厳しいことになっているにもかかわらず、もう既にその間からきょうまでの間6年たっているんですが、この間に5件またこういうのが起きているわけですね。非常に残念なんですけれども、これに対して県はどんなように取り組んでこられたんですか。

吉原総務部次長 (人事課長事務取扱)

飲酒運転の根絶につきましては、毎年度当初、まず所属長会議におきまして、知事のほうから全所属長について、指導の徹底を図るよう指示をいたしております。また、それを各職場に所属長が持ち帰りまして、職員一人一人に注意喚起をするとともに、飲酒運転の根絶については職場研修の必修項目として各職場において研修をすることによって、繰り返し職員の自覚を促してきたところであります。

委員御指摘のとおり、処分の厳罰化ということにつきましても、まず平成17年からは、飲酒運転を起こした場合には本人の氏名を公表するということ、それから、今委員が申されましたように、処分のいわゆる最低のところを減給から停職に引き上げました。さらに平成18年9月からは原則免職というようなことで、厳しい処分をもって対応するということが防止に取り組んでいるところでございます。

そうした取り組みによりまして、今回で原則免職としてから5例目の事案が発生してしまっただけですが、平成17年なんかをみますと例えば単年度で7件の飲酒運転が起きたというようなことも鑑みますと、確かにこういった繰り返しの対応は職員に浸透してきているということで、昨年は飲酒運転事案は全くございませんでした。そういうことで私たちもこの取り組みの効果が出てきているというふうに考えていたところであり、今回こういったことが起こったことについては非常に遺憾だと思っておりますが、そういった対応を繰り返し行っているというのが実情でございます。

高木委員

先ほど言った平成18年9月に決めて、平成18年12月にそういうのが起きて、18年、20年、22年、23年、24年、ほぼ毎年とっていいように1件ずつ

起きていますよね。本人も非常に有能ですし、そして、将来を嘱望されていますし、そういう方が、本人だからしょうがないんですけども、山梨県全体あるいは県の職員に対する県民の目、そういうことをもろもろ考えますと、非常にイメージダウンは大きいというふうに思います。そういうことを考えると、今回の事案を踏まえて、今後どのように取り組んでいこうというふうに当局は今考えているんですか。

吉原総務部次長（人事課長事務取扱）

ただいま説明しましたように、あらゆる機会をとらえて職員の注意喚起、自覚を促していくと、こういった取り組みはこれからも継続してまいりたいと思います。今回の事案は7月に発生しましたが、直ちに各所属においてまた改めて飲酒運転根絶のための職場研修を行うとともに、それぞれの所属において、所属に合った独自の防止策に取り組むようにというような指示をいたしまして、既にそういった取り組みを実施いたしているところでございます。

高木委員

事案を見ますと、本庁でなく、ほとんど出先の機関なんですね、この事案が。やっぱり多少目が行き届かない点もあろうかと思えます。今、課長からの話もありましたように、倫理規程は全体にあるんでしょうけれども、部署部署によってのもっと細分化された何か具体的なものをつくってほしいなと思えますが、いかがでしょうか。

吉原総務部次長（人事課長事務取扱）

規程ということでそれぞれの部署ごとにとするのはなかなか難しいと思いますが、先ほどちょっと御説明をいたしましたように、委員、今御指摘のように、出先に多いとかそういったことがあり、やはりそれぞれの職場に合った対応ということがあると思います。出先ですとやはり通勤に自家用車を使うという職員が非常に多いということで、どうしてもそこに車があるので使ってしまうということで、例えば今、新たな取り組みとしましては、職場でのいわゆる親睦会でアルコールを提供するような場合には、事前に飲むか飲まないか申告をさせてその場で確認をするとか、あるいは通勤が同じような職員がいれば、乗り合わせて来るとか、そういった非常に当たり前のことかもしれませんが、そういったことを一つ一つやっていくしかないのかなということで、まさしくそのところはそれぞれの職場で対応していただくということが一番的確な対応ができるのではないかと考えております。

高木委員

今の話は、ぜひ二度とないようにお願いしたいと思えます。

次のことなんですけれども、セクハラなどの不祥事が過去3年間に5件起きております。セクハラ行為という不祥事、これも全くイメージダウンどころか、非常に考えられないようなことなんですけれども、これの対策はどのように行っているかお聞きしたいと思います。

吉原総務部次長（人事課長事務取扱）

セクハラも含めて、飲酒運転等含めていわゆる不祥事に対応するというところでございますけれども、県政を推進していく基盤というのは県民の皆さんから信頼を得ることが一番大事だと思いますので、やはり職員一人一人が県民の奉仕者という強い自覚と高い倫理観を持って責任ある行動をとることが一番大事になってくると思います。これについてはやはり所属長から、あるいは職員同士で、いろいろな研修の場を通じたり、例えば各研修所における各職層ごとの研修とか、新採用研修とか、そういったあらゆる研修をとらえて、高い倫理観を持つようにと

というようなことで研修をさせていただいているところでもあります。

また加えまして、昨年度は不祥事根絶懇談会を設けまして、先生方から提言をいただいております。いただいた提言を受けまして、各種取り組みを今、進めているということでございます。

(消費税について)

小越委員

3点ほど。消費税の問題ですけれども、今、国会というか、政府与党、またいろいろな国会の中でも、消費税を全て地方で賄う地方消費税にしたらどうかという話が出ているんですけれども、そうしますと、山梨県が地方交付税を全部消費税で賄うとなると、どのような影響になるのか、どちらが得かというか、どちらがどのぐらい損をするのか、そういう試算はしているんですか。

尾崎財政課長

報道等でさまざまな議論があることは承知しておりますが、本県においてどのような影響があるかという試算はしておりません。

(原子力事故対策について)

小越委員

ほかの県で消費税を全部地方に回すと地方交付税よりかなり損をすると、億という単位で損をするということで、これは地方交付税とか、とりわけ地方都市、地方の県にとってみては、全員の国民の生活を均等にすればいいんじゃないかと言われております。ぜひ試算をしてみて発表してもらいたいと思います。

次に、本会議でも聞きました原発事故対策についてお伺いします。130万円の予算で原発事故対策をどうするんだということで、そのアドバイザーを原子力研究開発機構に委嘱する、お願いすると総務部長から御答弁がありました。原子力研究開発機構は「もんじゅ」を運営している原発事業者であります。原発推進のところでもあります。そこに原子力対策の問題をお願いしてどういう対策がとられるのでしょうか。

宮原防災危機管理課長

原子力対策につきましては、新たに防災計画等に盛り込みまして、今年度から対策をいろいろ対応しているところでございます。そして、同機構にアドバイスということでお願いしているのは、万が一不測の事態が生じた場合でも適切に対処できるようにとか、住民の被曝を減らすためにはどうしたらいいのかということを考えていく上でのアドバイスをもらうということでして、別に原子力政策を推進するか規制するとかいう、そういう立場で考えているわけではございません。同機構につきましては、福島原発で実際の調査とかその対策に向けて中心的な役割を果たしてきている機関でございますので、全ての原子力対策についてのノウハウを持っている機関ということで依頼するということでございます。

小越委員

それについて、山梨県としてそれでほんとうにいいのかどうかというチェックをしたりするのでしょうか。放射性物質が拡散するときどう対応するのか、そこにとどまっているのか、それとも、どこかに避難するのか、この判断がかなり大変です。ヨウ素を配るかどうかというのも福島のとくにも大きな判断があったと思うんですけれども、そういうときの判断も含めて、この研究開発機構に委嘱したり、判断を仰ぐのでしょうか。

宮原防災危機管理課長

同機構にお願いするのは、事前に県としてどういう方針、対応をするのか、そういうことを決めていくためにアドバイスをいただくということです。原発が起きた

とき具体的にどうするのかとか、ヨウ素剤をどうするのかというのは、今回、9月に原子力規制委員会ができて、そこで具体的な方針をこれから決めていくということでございますので、その対応については県としての考え方を出して、同機構に相談して決めていくということでございます。

小越委員

それにはやはり山梨県はどのような被害を受けるのかわかっていないと、研究開発機構に対しても私たちは意見を言えませんし、どうするかですけれども、本会議によると、岐阜県は県がシミュレーションを出しているんですよね。計算式も岐阜県が、風の向きとか天気とかそれを含めて、福井のところだったときに岐阜県にどういう事故が起きるとか、シミュレーションを出しております。それで、このシミュレーションに基づいて、今回の9月の補正予算でヨウ素を買うとか、それから、今年中に原発事故対策を含めた防災訓練をするというふうにしております。

山梨県でも、隣の浜岡原発がなった場合に、こういうシミュレーションをなぜつくらないんでしょうか。これ、原子力規制委員会じゃなくて、岐阜県が天気予報とか、今までどうなるかということをもとに福島のことに基づいてつくっている。なぜ山梨県では、こういうものがないとどういう対策をつくったらいいか出てこないと思うんですけれども、いかがですか。

宮原防災危機管理課長

岐阜県につきましては、関西電力の滋賀の原発から30キロ圏内にあるということでそういうものに対応するというのでつくっていると聞いております。それで、現在の原子力規制委員会では、従来のEPZ8から10の距離を30キロに拡大するという方針が大体決まっております。本県の場合ですと70キロということですので、国の原子力規制委員会での原子力対策の方針を見ながら今後対応を考えていきたいと思っております。

小越委員

ということは、原子力規制対策委員会の方針が今後出れば、山梨県もこういうものをつくるということですね。20キロ、30キロでなく、岐阜県の中でもかなり離れたところでも出てくるのではないかとということが想定されております。そうしますと、浜岡原発に一番近い南部町で今年10月に訓練をするんですけれども、南部町はじめ、山梨県内の過半数以上のところで浜岡廃炉などを求める請願も可決されております。どのぐらいやっぱりあるかということ、西の風というか、向こうから風に乗って山梨県内に放射性物質が拡散されることは十分想定されるわけです。浜岡原発は震源域にありますからいつ起こるかわかりません。そうしますと、こういうシミュレーションを山梨県としてまずつくるのが筋じゃないでしょうか。それから、じゃあ、どういうふうに、それは南部町だけなのか、甲府盆地は大丈夫か、いや、富士吉田まで行くのかということも含めてやっぱり対策を考えなければいけないと思うんですけれども、規制委員会を待つのでいいんでしょうか。

宮原防災危機管理課長

規制委員会におきまして、8キロから10キロ圏内を今後、予防的防護措置を準備する区域を5キロあるいは30キロあるいは50キロという単位でいろいろ考えていく方針が出ております。50キロ圏外はいいのかということでございますけれども、その中で国の方針で、風の向きでどう放射能が影響するかとか、そういうシミュレーション等もやると聞いておりますので、そういうものも踏まえて、本県としての原子力災害対策はどうあるべきかというものを考えていきたいと思っております。

小越委員 それは原子力規制委員会が今あの状況でいろいろ批判も浴びているかと思うんですが、原子力規制委員会についての評価はどう考えていますか。もし部長、お考えがあれば御答弁願いたい。

宮原防災危機管理課長

原子力規制委員会は5名の委員が任命されまして、その傘下で原子力規制庁も発足いたしまして、10月ぐらいには基本的な方針を出すということでございます。そしてまた、安全基準につきましても来年ぐらいになってしまうのかもしれませんが、7月ごろですか、新たな安全基準等も作成すると聞いておりますので、具体的にそういう結果を見ながら判断していきたいと思っております。

(県立大学について)

小越委員 原子力規制委員会に、のうのうとしている原子力開発機構の方が入ってきております。原子力事業者の方がこの規制委員会に入ることはいかかなものかというふうに批判が来ているのも国民世論が言っているところです。私はやはり原子力規制委員会にすべて頼るのではなく、岐阜県がやっているんですから、山梨県としてこういうものをつくるべきだと思います。

次、違う話で、県立大学についてお伺いします。県立大学の経営状況説明書、そして、評価結果が先日配られました。それで幾つかお伺いしたいんですけれども、この実績に関する評価結果、幾つかあります。それで、ここに幾つか書いてあるんですけれども、県立大学をこれからどういうふうに運営していくのか、経営していくのか、子供たちを大学にどう集めるのかとか書いてあるんですけれども、幾つか私が知らなかったこと、今後のことを聞きたいんです。

この中で、幼稚園教育の発展のために平成24年度から小学校の教職課程をつくとあるんですけれども、そうしますと、教職課程をつくるに当たっての費用とか、それから、今、学校の先生をなかなか採らないと。都留文科大でも減らすような方向がある中で、県立大学に小学校の課程をつくるということはどのようなメリットや、その後の卒業のところはどう生かされていくのでしょうか。

前嶋私学文書課長 県立大学では、学部の再編等を含めまして検討を進めております。具体的にまだ最終的な考え方等はまとまってきておりませんので、その状況を見ながらまた御報告できるものは御報告したいと考えております。

小越委員 ここに書いてある評価結果のところ、幼児教育分野充実のための小学校教員養成課程の開設準備を積極的に進めたと書いてあるんですけれども、これによると、教職課程の部分はたしか来年度ですよ。それは大丈夫なんですか。

前嶋私学文書課長 学内での検討を進めている状況ですので、その部分でこちらとまだ十分な話し合いを持っておりませんので、御承知おきいただきたいと思います。

小越委員 ここに平成24年度から開設することに文部科学省から設置認可を受けたと書いてあるので、そうすると、小学校教員免許課程をつくるとなると、それなりのお金というか、人を出すとか、そういうものを準備しなければならないと思うんですよ、もう平成24年度だから。それについての準備というのは、県からのお金も出ていますし、そういうのは何か変わることはないんですか。そもそも幼稚園教育のために小学校教員免許といいますけれども、小学校教員免許を取るには実習も必要ですし、先生方も増やさなければならないし、そういうところの準備はどうなっているんですか。

前嶋私学文書課長 その分につきましては予算計上等が必要かと思いますが、全て県からの運営費交付金で賄っているわけではございません。学内で考えている部分で運用できる部分もございます。来年度のことになりますと、また当初予算とかそういうところで議論されることになるかと思いますが、そこで検討ということになると思います。

小越委員 でも、もう募集要項には多分、平成24年度ですから、県立大学の幼稚園教育は小学校免許も含めて取れるようにして、こういうふうにしたいという、多分何かあると思うんですよね。それで、ここには、入学者を対象にしたアンケートをしている、入試改善の重要な基礎資料、アンケート結果の分析とあるんですけども、県立大学を受けていらっしゃる方は、山梨県内の高校生の方も県外からもいらっしゃいますけれども、それを含めてアンケートにはどのようなことが書かれて、どのように改善されようとしているんでしょうか。

前嶋私学文書課長 現在のところ承知はしておりませんが、先ほどの中で、現在でも小学校教諭の1種の免許は人間形成学科のほうで取れる格好になっておりますので、その部分で対応できると考えております。

小越委員 聞いているのはアンケートの話なんですけれども。入試改善の重要な資料としてアンケートを実施したと。だから、山梨県立大学にどういうものを望んでいるのか、そういうのは多分来ていると思うんですよね。こういうことを学びたい、こういうことをしてもらいたい、そういうのを含めての結果がどうなっているか聞きたいんです。

前嶋私学文書課長 そのアンケート結果につきましては手元に資料がございませんので、また後ほど御説明に上がりたいと思います。

小越委員 小学校課程と同時に、大学院の設置計画も山梨県との実質的な協議を開始するというふうにこの経営状況説明書にはあります。山梨大学、それから、山梨学院大学、英和大学、都留文科大学、健康科学大学、いっぱい大学がある中で、山梨県立大学だからこういうことが学べると、県立大学の売りというか、県立大学でこうやって学んで、就職はこういうことで県内に、また広く全国に学生を資する、出していくと、そういうコンセプトみたいなものが、大学院も設置するとなると何か変わっていくんでしょうか。どういう大学を目指していくんですか。

前嶋私学文書課長 その部分につきまして今、大学と検討を重ねておまして、どのような打ち出しをしていくのか検討中でございます。

小越委員 まだ何もないということで、今ここに、実質的な協議を開始するということですね。

それと、もう1つここでお聞きしたいんですけども、結果評価の中で私が一番気になったところなんですけれども、5ページのところに、いろいろな経費節減強化として、「業務の効率化による経費の節減はもとより、外部研究費の獲得など多様な自主財源の獲得に法人自身がさらなる努力を重ねていく必要があることは言うまでもないが、同時に今後の基本的性格を維持し、さらに発展させていくために、安定した運営費交付金の継続的確保について設立団体の格段の配慮を望みたい」とあります。設立団体の格段の配慮とは山梨県かと思うんですけども、安定した運営費交付金はされていないということなんじゃないかな、この文章によりますと。

前嶋私学文書課長 運営費交付金につきまして、経営をやるために、第1期の計画中は1%ずつ毎年減額させていただいております。そのもとになっていきますのは、国立大学法人がそのような方針で行っておりまして、その部分を踏襲したような格好にはなっております。ただし、国立大学法人が第2期の中期計画の期間に入りましたときには、その1%の毎年の減額がなくなっております。ですので、将来にわたってはという意味で、ここの表現がなされたと評価委員会のほうからは聞いております。

小越委員 運営費交付金の件をわざわざここに書いてありますので、経営については、自主財源の獲得や無駄な経費節減ということはもちろんですけれども、やはり安定した運営費交付金を削減するようなことになりますと、ますます県立大学は、大学院もつくって、山梨県民や、それから、ほかの大学からも一目置かれるような学問の中心として頑張ってもらうためには、それなりの交付金を継続しなければならないので、ここは運営費交付金の節減ではなく、山梨県としてこれからも増やしていくような方向でぜひお願いしたいと思います。そこだけ最後に1点お願いします。

前嶋私学文書課長 運営費交付金につきましては、一般的な部分の運営費交付金の1%削減はしておりますけれども、退職手当が急に増えるとかそういう部分では特別の交付金等に対応しております。まだ1期が始まって2年が経過したところでございますので、また次の中期計画に向けましての課題として検討してまいりたいと思います。

その他

- ・飯島修委員の所属委員会の変更に伴い、委員長職務代行者が不在となったため、新たに高木晴雄委員を指名した。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が7月24日に実施した出資法人に関する閉会中の継続審査案件に係る県内調査及び8月27日から29日に実施した閉会中の継続審査案件に係る県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 望月 勝